

学校等における 食物アレルギー 対応マニュアル



木津川市教育委員会

令和2年 2月制定

令和7年 9月改訂(令和8年4月実施)

はじめに

近年、全国的にアレルギーを有する児童・生徒・園児が増加している実態があります。

中でも食物アレルギー疾患については、場合によっては生命にかかわる重大な事故につながる恐れもあります。

このアレルギー疾患対応について、財団法人 日本学校保健会では、文部科学省の監修の下、平成20年に「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を策定されました。

その後、平成24年に東京都調布市で、児童が学校給食終了後に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

文部科学省では、この事故をきっかけとして、食物アレルギー事故防止の取り組みを一層促進することを目的に、平成27年3月に「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示されました。

本市は、平成19年3月に木津町、加茂町、山城町の3町が合併しましたが、学校給食の提供は、各旧町で異なっていたため、全ての小中学校・幼稚園に、センター方式での給食提供ができるようになったのは、平成22年度からでした。その際、旧町毎の3つの給食センターの施設設備が異なっていたため、統一的なアレルギー対応ができないという課題がありました。

木津川市教育委員会では現在、令和2年度の第一学校給食センターの稼働と合わせて、国の対応指針に基づき児童生徒たちの安全性を最優先にするため「学校等における食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、2センター体制の下、市として統一した食物アレルギー対応を行っているところです。

各学校・園において、すべての教職員の皆さんに食物アレルギーやアナフィラキシーに関する正しい知識理解が行われ、医師の判断に基づき保護者との共通理解を図るとともに、連携し、情報を共有しながら組織的な取り組みが行われることが重要であります。

本マニュアルに基づいて、各学校・園において体制づくりがしっかり行われ、食物アレルギー疾患を有する子どもたちが安全に、安心して、楽しい幼稚園・学校生活が送れるよう、より一層の取り組みの推進をお願いいたします。

令和6年9月

木津川市教育委員会

教育長 竹本 充代

もくじ

学校等における食物アレルギー対応の基本的な考え方

I 食物アレルギーの基礎知識

1 食物アレルギーとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 食物アレルギーの病型・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 食物アレルギーの原因食物（アレルゲン）・・・・・・・・	4

II 食物アレルギーに対応する組織体制

1 学校での食物アレルギー対応委員会の設置・・・・・・・・	5
2 教職員等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 給食センター職員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4 教育委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 保護者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6 学校での連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7 給食費の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	10
8 学校生活における食物アレルギーへの配慮と管理・・・・・・・・	11

III 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

1 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準・・・・・・・・	13
2 給食センターで対応する食物アレルギー対応の原因食物（アレルゲン）	13
3 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）[京都府医師会推奨]・・・	14
4 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方・・・・・・・・	15
5 学校給食における主な対応方法（レベル）・・・・・・・・	17
6 給食センターで実施する食物アレルギー対応食の内容・・・・・・・・	19
7 毎月の保護者との献立確認について・・・・・・・・	19
8 毎日の食物アレルギー対応の流れについて・・・・・・・・	20
9 給食センターでの給食提供、調理について・・・・・・・・	21
10 学校生活における対応決定までの流れ（フローチャート）・・・	22
11 対応決定までの流れ（フローチャート）の詳細・・・・・・・・	23

IV 緊急時の対応（食物アレルギー緊急時対応マニュアル）

※33～40 ページの内容は、東京都の許諾を得て使用しています。

アレルギー症状への対応の手順・・・・・・・・	33
A 施設内での役割分担・・・・・・・・	34
B 緊急性の判断と対応・・・・・・・・	35
C エピペン®の使い方・・・・・・・・	36
D 救急要請（119番通報）のポイント・・・・・・・・	37
E 心肺蘇生とAEDの手順・・・・・・・・	38
F 症状チェックシート・・・・・・・・	39
緊急時に備えるために・・・・・・・・	40

V 災害時を想定した準備・・・・・・・・

41

VI 様式

43

様式 1	学校生活における食物アレルギー等事前調査について（依頼）	44
様式 2-1	学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続） （兼 食物アレルギー個別の取組プラン・保護者通知書・アレルギー 緊急時個別対応票）	47
2-2	学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書（新継・継続）	49
様式 3-1	学校生活管理指導表（食物アレルギー用）	50
3-2	学校生活管理指導表（食物アレルギー用）記載例	51
3-3	主治医への依頼書（学校生活管理指導表記載）	52
様式 4	食物アレルギー対応面談調書	53
様式 5	食物アレルギー対応児童生徒等一覧表	57
様式 6	食物アレルギー対応集計報告書 【教育委員会あて】	59
様式 7-1	学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（追加・一部解除・全解除）	60
7-2	学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書（追加・一部解除・全解除）	61
様式 8-1	アレルギー詳細献立表（例）	62
8-2	年間・月間使用食品配合表（例）	64
8-3	給食センター対応食一覧表（例）	65
8-4	月別アレルギー食対応者一覧表（例）	66
様式 9	緊急時に備えた処方薬の学校保管書	67

様式 5※	学校給食における食物アレルギー事故発生速報	【教育委員会あて】 69
様式 6※	学校給食における食物アレルギー事故報告書 ※京都府様式	【教育委員会あて】 70

様式 10	食物アレルギーに関するヒヤリハット事例報告書	【教育委員会あて】 71
様式 11	緊急対応時経過記録表（症状チェックシート）	72
様式 12-1	災害時緊急カード 例①	73
様式 12-2	災害時緊急カード 例②アレルギー SOS カード	74

【参考文献】

【改訂記録】

- ★「学校」は「小中学校、幼稚園」と読み替える。
以下同様に、「学校長」、「校内」等
- ★「児童生徒」は「児童、生徒、園児」と読み替える。
- ★「学校生活管理指導表」について幼稚園は、これに準じた診断書とする。

学校等における食物アレルギー対応の基本的な考え方

- (1) 食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供する。
そのためにも、安全性を最優先とする。
- (2) 食物アレルギー対応委員会等により、学校全体で組織的に行う。
- (3) すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーに関する正しい知識を身に付ける。
- (4) 食物アレルギー対応を行う場合は、医師の診断による「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)[京都府医師会推奨]」(以下、「管理指導表」という。)」の提出を必須とする。
※「管理指導表」に記載されていない内容の対応は行わない。
- (5) 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- (6) 誤食・誤配を防止するため、過度で複雑な対応は行わない。
- (7) 保護者との共通理解を図るとともに、連携し、情報を共有する。
- (8) 緊急時に迅速かつ適切な対応を行う。

I 食物アレルギーの基礎知識

1 食物アレルギーとは

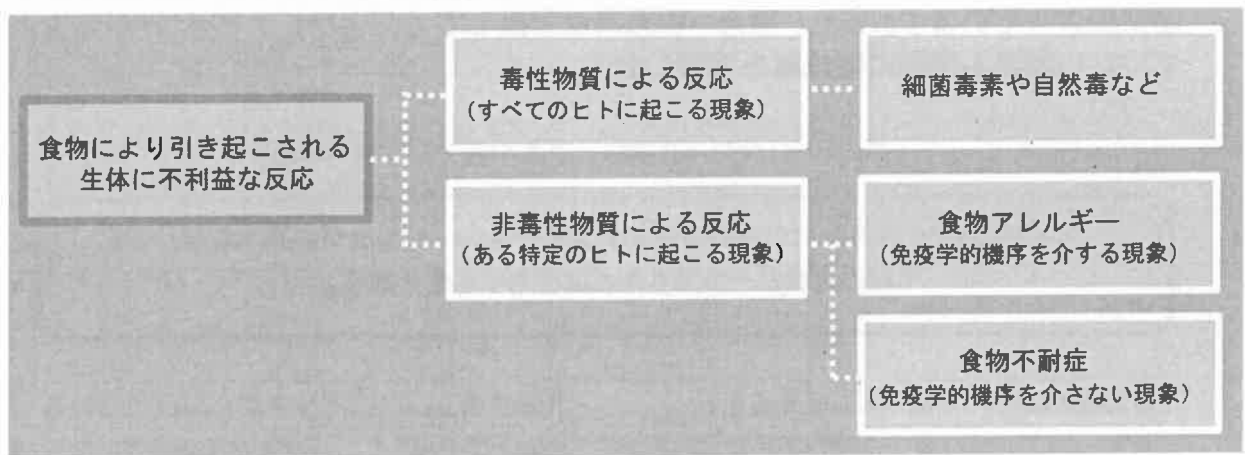
医学的には「食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序を介して生体にとって不利益な症状が惹起される現象」と定義されています。食べたり、触ったり、吸い込んだりした食物に対して、体を守るはずの免疫システムが過剰に反応して起こる有害な症状をいいます。

食物アレルギーの有症者率は以下のとおりです。

	食物アレルギー	エピペン®保持者
小学校	6.2%	0.6%
中学校	7.1%	0.5%
幼稚園	4.4%	0.6%
合 計	6.4%	0.5%

出典：「令和元年度 食物アレルギー等に関する調査書」（木津川市）

《食物により引き起こされる生体に不利益な反応の分類》



出典：「食物アレルギー委員会報告 第2報 食物アレルギーの定義と分類について、日本小児アレルギー学会誌 第17巻第5号 558-559:2003 より一部改変」（日本小児アレルギー学会食物アレルギー委員会）

2 食物アレルギーの病型

(1) 即時型食物アレルギー

典型的には、原因食物を摂取して2時間以内に症状が現れます。体の様々な部位に、次ページの「表1 即時型食物アレルギー症状の例」のような多様な症状がみられます。表中の★印の付いた症状はこれらの中でも特に注意が必要で、これらの症状が見られた場合は、至急、医療機関の受診が必要です。エピペン®の使用や救急要請等、迅速な対応が必要な場合もあります。

表1 即時型食物アレルギー症状の例

1. 皮膚の症状	かゆみ、じんましん、赤み(紅斑)
2. 目の症状	結膜の充血、かゆみ、まぶたの腫れ
3. 口・のどの症状	口・のどの中の違和感、イガイガ感、唇・舌の腫れ
4. 鼻の症状	くしゃみ、鼻汁、鼻づまり
5. 呼吸器の症状 ★	声がかすれる(嚔声)、犬が吠えるような咳、のどがしめ付けられる感じ(咽頭絞扼感)、咳、息が苦しい(呼吸困難)、ゼーゼー・ヒューヒューする(ぜん喘)、低酸素血症
6. 消化器の症状 ★	腹痛、吐き気、嘔吐、下痢
7. 循環器の症状 ★	脈が速い(頻脈)、脈が触れにくい・脈が不規則、手足が冷たい、唇や爪が青白い(チアノーゼ)、血圧低下
8. 神経の症状 ★	元気がない、ぐったり、意識もうろう、不機嫌、尿や便を漏らす(失禁)

出典：「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」(独立行政法人環境再生保全機構)

即時型食物アレルギー症状の中には、より早期に対応が必要な緊急性が高い症状があります。以下に示されている症状のうち1つでもあれば、エピペン®を使用することが推奨されています。また、至急、救急車を要請してください。エピペン®が処方されていない場合も同様に救急車を要請します。

一般向けエピペン®の適応(日本小児アレルギー学会)

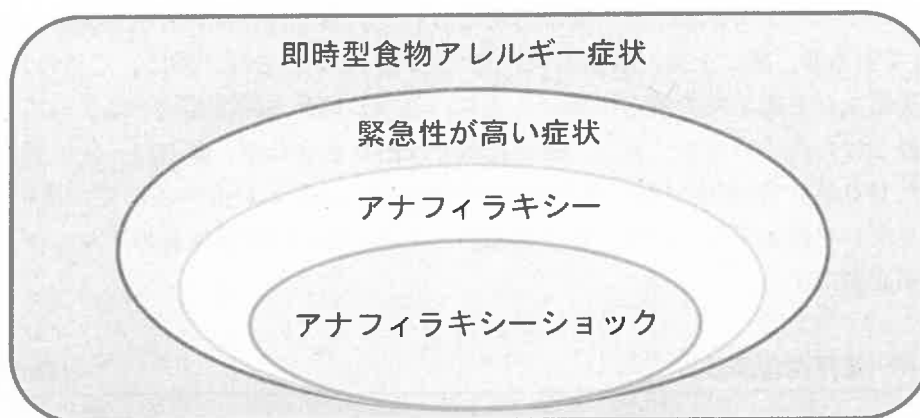
エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、
下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	・ 繰り返し吐き続ける	・ 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・ のどや胸が締め付けられる ・ 持続する強い咳き込み	・ 声がかすれる ・ ゼーゼーする呼吸 ・ 犬が吠えるような咳 ・ 息がしにくい
全身の症状	・ 唇や爪が青白い ・ 意識がもうろうとしている	・ 脈が触れにくい、不規則である ・ ぐったりしている ・ 尿や便を漏らす

出典：「日本小児アレルギー学会」のホームページ

これらの「緊急性が高い症状」の中でも、一つの臓器にとどまらず、皮膚の症状、呼吸器の症状、消化器の症状、循環器の症状、神経の症状などの複数の臓器に重篤な症状が現れる場合を、**アナフィラキシー**と呼びます。また、アナフィラキシーにおいて、ショック症状(血圧低下やそれに伴う意識障害などの症状)を伴う場合「**アナフィラキシーショック**」と呼び、生命を脅かす可能性のある最も危険な状態であり、迅速かつ適切な対応が必要です。

《即時型食物アレルギー症状の関係性》



出典：「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」（独立行政法人環境再生保全機構）

（2）口腔アレルギー症候群（OAS）

果物や生野菜を食べることにより、IgE 抗体が反応し、主症状として口腔内に違和感を覚え、口腔内に限局した軽度の即時型反応を示す疾患を口腔アレルギー症候群といいます。本症は、加熱した果物や野菜では症状が出ないことが多いですが、花粉症患者にみられる場合、花粉-食物アレルギー症候群といいます。

果物や野菜によるアレルギーの中には加熱しても症状が出る場合や、症状が口腔内にとどまらず全身症状を示す場合もありますので注意が必要です。

なお、果物や野菜を食べたときに起こる口腔内の違和感がすべてアレルギー症状とは限りません。果物や野菜中のヒスタミンなどの化学伝達物質が直接作用して口腔内に違和感を起こすことがよくあります。

（3）食物依存性運動誘発アナフィラキシー

食べただけでは症状は起こさず、食後に運動が加わることによってアナフィラキシーが起こるタイプです。

今まで普通に摂取できていた食物を摂取後に、激しい運動をすることによって、アナフィラキシーが誘発される疾患です。初回の症状誘発は予測ができません。

全身に広がるじんましんや紅斑などの皮膚症状に加え、高い頻度で呼吸困難やショック症状などの重篤な状態に至ります。運動によって腸での消化や吸収に変化が起き、アレルギー性を残したタンパク質が吸収されてしまっていると考えられています。

出典：「学校等における食物アレルギー対応の手引き 平成 29 年 3 月」（京都府教育委員会）

3 食物アレルギーの原因食物（アレルゲン）

食物アレルギーを引き起こす可能性のある食物で、重篤度が高いか発症数の多い8品目(特定原材料)である卵、乳、小麦、落花生(ピーナッツ)、えび、そば、かに、くるみについては、「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」によって加工食品への表示が義務づけられています。また、表示義務ではありませんが、過去に一定の頻度で健康被害がみられた20品目(特定原材料に準ずるもの)については表示が推奨されています。

アレルゲンの除去が唯一の予防法であることから、学校は児童生徒のアレルゲンを把握しておく必要があります。

《アレルギー表示対象品目》

(令和6年10月現在)

表示	用語	名称
義務づけ	特定原材料 (8品目)	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに、くるみ
推奨	特定原材料に準ずるもの (20品目)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、ゼラチン、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご

アレルゲンは多岐にわたり、学童期では鶏卵及び乳製品が全体の約半数を占めますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例のアレルゲンは、甲殻類(えび・かに)や果物類(特にキウイフルーツ)が多くなっています。

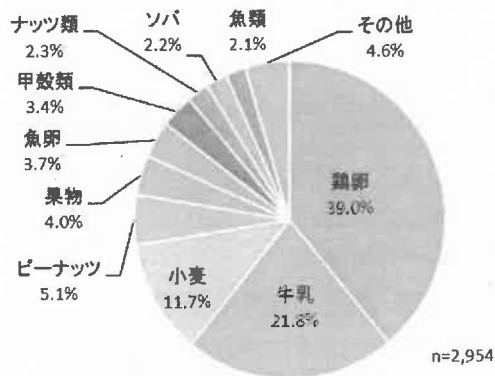


図1 全年齢における原因食物

表2 新規発症の原因食物

n=1,706

	0歳 (884)	1歳 (317)	2,3歳 (173)	4-6歳 (109)	7-19歳 (123)	≥20歳 (100)
1	鶏卵 57.6%	鶏卵 39.1%	魚卵 20.2%	果物 16.5%	甲殻類 17.1%	小麦 38.0%
2	牛乳 24.3%	魚卵 12.9%	鶏卵 13.9%	鶏卵 15.6%	果物 13.0%	魚類 13.0%
3	小麦 12.7%	牛乳 10.1%	ピーナッツ 11.6%	ピーナッツ 11.0%	鶏卵 小麦 9.8%	甲殻類 10.0%
4		ピーナッツ 7.9%	ナッツ類 11.0%	ソバ 魚卵 9.2%		果物 7.0%
5		果物 6.0%	果物 8.7%		ソバ 8.9%	

各年齢群毎に5%以上占めるものを上位5位表記

出典：「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き2017」(厚生労働科学研究班) 「食物アレルギーの診療の手引き2017」(AMED研究班)

II 食物アレルギーに対応する組織体制

1 学校での食物アレルギー対応委員会の設置

食物アレルギーの対応を始めるためには、まず学校全体での体制作りが前提となります。各学校で既に構築されている緊急時の校内体制を基に、食物アレルギー対応委員会を作ります。その際には、家庭や学校医、医療機関、教育委員会、消防署等との関わりについても十分考慮し、教職員全員が連絡や報告、確認、指導、情報の提供・把握等を積極的かつ的確に行うことができる体制を構築します。

食物アレルギー対応委員会の構成員や内容を、学校の実状に合わせたものに代え、食物アレルギー対応を実施します。（既存の委員会や組織で代替することもできます。）

《食物アレルギー対応委員会》

1 目的

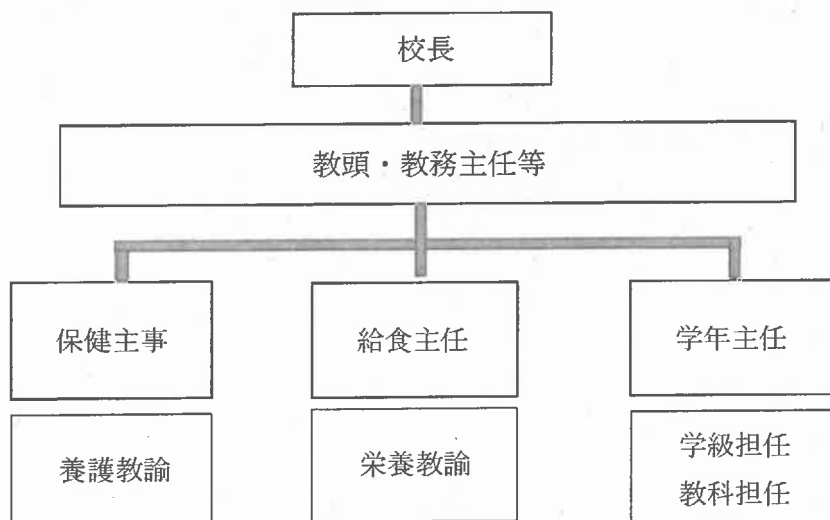
食物アレルギーを有する児童生徒に対し、学校における適切な対応を検討し、教職員全員が共有認識を持ち、より安全な学校生活を実現することを目的とする。

2 構成員と実施内容

校長、教頭、教務主任、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭等

- ①校内での食物アレルギー対応の流れと実施までを把握する。
- ②保護者との面談を行う。
- ③対応内容を決定する。
- ④緊急時の対応を明確にしておく。
- ⑤食物アレルギーに関わる必要書類を児童生徒ごとに作成及び管理する。

《食物アレルギー対応委員会の組織例》



2 教職員等の役割

各学校の実状に合わせ、役割分担を行います。

《校長の役割》

- ・「食物アレルギー対応委員会」の設置
- ・「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続）（兼 食物アレルギー個別の取組プラン・保護者通知書・アレルギー緊急時個別対応票）」（以下、「申請書 兼 取組プラン」という。）の最終決定
 - ▶アレルギー対応の決定
 - ▶緊急時対応の確認、決定
- ・全教職員へ「申請書 兼 取組プラン」の周知徹底（保護者との面談）
- ・緊急時の情報収集、状況把握、指示

《教頭・教務主任等の主な役割》

- ・保護者・関係機関等や全体の連絡調整
- ・「食物アレルギー対応委員会」の進行
- ・「申請書 兼 取組プラン」の作成、保管、管理
- ・校内研修等を企画・実施

《教職員の役割》

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や「申請書 兼 取組プラン」の情報共有
- ・緊急時の対応等について共通理解
- ・学級担任が不在の時、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握した同等の対応

《保健主事・給食主任等の主な役割》

- ・児童生徒の実態を把握し、全教職員間での連携
- ・「申請書 兼 取組プラン」やアレルギーに関する書類の作成について、学級担任、養護教諭、栄養教諭等との協力

《学年主任・学級担任・教科担任等の主な役割》

- ・保護者との面談（普段においても保護者からの申し出を関係職員に伝える。）
- ・他の関係職員と協力して、「申請書 兼 取組プラン」作成
- ・「申請書 兼 取組プラン」の共有
- ・給食時の事故防止
 - ▶食物アレルギーを有する児童生徒が弁当を持参した場合には、必要に応じて管理
 - ▶給食時、誤配がないか確認
 - ▶食物アレルギーを有する児童生徒の給食後の運動や休み時間などに留意
 - ▶給食時間に教室に担任が不在の場合は、代行の教職員への十分な引継ぎ

- ・児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう配慮
- ・クラス全員に、食物アレルギーの知識付与（理解できる年齢の場合）

《養護教諭の主な役割》

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の調査把握
- ・保護者との面談
- ・他の関係職員と協力して、「申請書 兼 取組プラン」作成
- ・「申請書 兼 取組プラン」の共有
- ・誤食事故時の対応
 - ▶緊急時マニュアル内容について、全職員への周知
 - ▶主治医、学校医等、医療機関と連携、緊急時対応の事前確認
 - ▶緊急時の薬の管理
 - ▶事故時の迅速かつ適切な対応

《栄養教諭の役割》

- ・保護者との面談
 - ・他の関係職員と協力して、「申請書 兼 取組プラン」作成
 - ・「申請書 兼 取組プラン」の共有
 - ・学校での給食対応
 - ▶学校給食での対応決定後に、毎月、献立の喫食対応について確認
 - ▶給食提供に係る書類の作成
 - ▶給食時にクラスを巡回
- ※在籍していない学校との連携や情報共有
- ※栄養教諭が不在の場合および在籍していない学校は、連携体制を図り対応

《学校医・学校歯科医・学校薬剤師の役割》

- ・必要に応じて「食物アレルギー対応委員会」への出席
- ・学校内での食物アレルギーに対する対応等についての協議及び指導や助言

3 給食センター職員の役割

《給食センター所長の役割》

- ・給食センター内で協議し、食物アレルギー対応の範囲を判断
- ・食物アレルギー対応実施依頼書により、給食センターの対応方法決定
- ・食物アレルギー対応食に必要な備品や消耗品等を準備する等、提供に係る環境整備

《給食センター栄養士の役割》

- ・人員、調理工程等をもとに、対応についてセンター内で協議

- ・アレルギー詳細献立表（以下、「詳細献立表」という。）作成や指示書の作成の際、事故のない調理の管理
- ・調理員等との連携や指導
- ・給食を通じて食物アレルギーに対する食事全般のアドバイス

《給食調理員の役割》

- ・関係者と給食センターでできるアレルギー対応範囲について協議
- ・食物アレルギー対応の対象児童生徒の実態の理解及び除去食等の内容の把握
- ・指示書をもとに、作業工程表、作業動線図を作成し、確認しての調理作業
- ・混入がないように調理、配食、配送を行い、指示書確認での誤配防止
- ・食物アレルギー対応食に必要な備品や消耗品についての報告に基づく提供に係る環境整備

4 教育委員会の役割

教育委員会では次のような取組みを行い、学校における食物アレルギー対応への支援を行います。

《食物アレルギー対応へのルールづくり》

- ・木津川市食物アレルギー対応検討委員会を活用し、食物アレルギーへの対応についての基本的な考え方を整理する。また、各学校共通の課題等に対するルールづくりを行う等、食物アレルギーへの対応のための環境整備を図る。

《情報提供》

- ・学校給食での対応方法や緊急時における対応事例等、学校における食物アレルギー対応の実態把握に努めるとともに、保護者啓発等についても、必要な情報を随時、学校に対して提供する。

《教職員研修会の開催》

- ・教職員研修会を積極的に開催する。また、学校が独自に開催する研修会に対して、必要な支援を行う。

《相談・助言》

- ・「申請書 兼 取組プラン」の作成や具体的な食物アレルギーへの対応方法の検討にあたっては、学校からの相談に対して、随時、必要な助言を行う。

《保健・給食器材等の確保》

- ・緊急時対応に必要な機器や、除去食等の提供に必要な食器、調理器具等、食物アレルギー対応に必要な器材の確保に努める。

《医療機関（医師会）及び消防機関との連携体制》

- ・主体となって医療機関（医師会）、消防機関等との連携を進める。ガイドラインや管理指導表の運用については、関係機関と共通理解を図り、定期的に協議の場を設け、学校医や主治医の指導助言を受ける。
- ・また緊急時の対応を充実するために、エピペン®を保持している児童生徒の情報や対応について把握し、消防機関との連携を図る。

《すべての事象及びヒヤリハット情報収集とフィードバック》

- ・各学校に対し、すべての事象及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求める。また、報告を受けた事例をもとに再発防止策を検討し、事故防止の徹底に努める。

5 保護者の役割

食物アレルギーを有する児童生徒にとっては、自分自身の食物アレルギーを知り、自分の身を自分で守ることも重要です。学校と給食センターの取組みが有効に機能し、児童生徒が安全・安心な学校生活を送るため、保護者、学校、給食センターが食物アレルギーに対する共通認識をもって連携できるよう、保護者は次に挙げる項目等を主体的に行います。

《入学前》

- ・学校で食物アレルギーの対応が必要かどうかを主治医と相談する。
- ・就学時健康診断、入学説明会等で学校に食物アレルギーを有することを申し出る。
- ・食物アレルギーの症状が出た際の連絡先や救急搬送先を家庭内で確認しておく。
- ・学校から求められた管理指導表等の書類を提出する。

《学校・給食センター等との面談》

- ・面談に参加し、学校生活における対応内容を相談する。

《対応開始まで》

- ・家庭において、食物アレルギーを有すること、誤食や具合が悪くなった時は、すぐに申し出ることを児童生徒に理解させる。
- ・エピペン®を含む処方薬を携行する場合、学校に申し出る。

《対応開始後》

- ・毎月、詳細献立表で原因食物（アレルゲン）、喫食の可否及び弁当持参等について確認し、決められた期日までに学校に提出する。
- ・毎朝、登校前に児童生徒とともに、詳細献立表をもとに、喫食の可否を確認する。
- ・弁当を持参する場合は、材料にアレルゲンが入っていないことを確認し、衛生的に調理し、確実に持たせる。

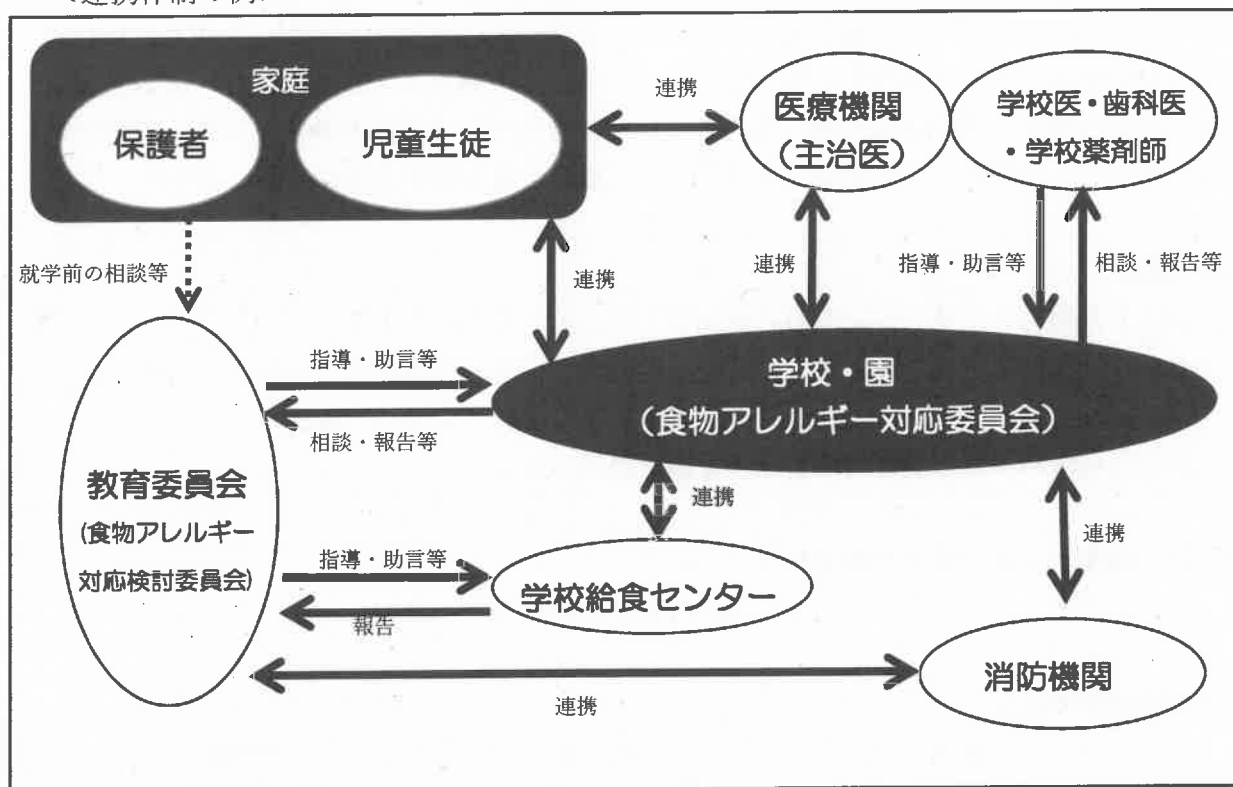
《新規発症、変更や解除について》

- ・初めて食物アレルギーの症状が発症した場合には、速やかに医師の診断を受け、その後の対応について学校と協議する。
- ・年度途中で食物アレルギー対応の変更や解除の希望がある場合には、速やかに医師の診断を受け、手続きについて学校と協議する。

6 学校での連携体制

学校においては、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、緊急の対応を要する事態の発生を防ぐためにも、家庭及び各関係機関との連携を図り、体制を整備する必要があります。

＜連携体制の例＞



7 給食費の対応

- (1) 一部弁当対応において、給食費は減額しないものとします。
- (2) 完全弁当により、給食を停止する場合は、給食費は徴収しません。
- (3) 牛乳を飲用しない場合、牛乳代金は徴収しません。(徴収後、年度末に精算します。)

8 学校生活における食物アレルギーへの配慮と管理

(1) 学習活動等における配慮と管理

①食物、食材を扱う授業、活動

原因食物を“食べる”だけでなく、“吸い込む”ことや“触れる”ことも発症の原因になる可能性があります。

＜きめ細やかな配慮が必要な活動例＞

- ・ 調理実習
- ・ 小麦粘土を使った工作
- ・ 給食後の牛乳パックの洗浄や片付け
- ・ そば打ち体験
- ・ 落花生（ピーナッツ）の栽培後の試食
- ・ 学校祭・文化祭等での模擬店

②体育・部活動等、運動を伴う活動

運動が症状誘発のリスクになるかを把握するとともに、今まで食物アレルギーの既往がない児童生徒についても、食後の激しい運動によってアナフィラキシーが誘発される可能性があることを、全教職員に周知する必要があります。

＜食物依存性運動誘発アナフィラキシー＞

- ・ 食べただけでは症状は起こさず、食後に運動が加わることによってアナフィラキシーが起こるタイプである。運動によって腸での消化や吸収に変化が起き、アレルギー性を残したタンパク質が吸収されてしまっていて起こると考えられている。
- ・ 食物アレルギーの治療中には、午後に運動することがわかっているときは、昼食でその食物を摂取しないように医師から指導されている場合もある。
- ・ 症状が出現した場合の対応は、誤食による即時型反応出現時と同じなので、すぐに処方されている内服薬を飲ませる等対応する。それでも症状が進行する場合には、医療機関受診が必要である。救急要請やエピペン®の使用が必要となることも想定して対応する。

③校外学習

校外学習の注意点として、食事の配慮と事前準備があります。

ア 食事の配慮・・・宿泊先や見学先での食事の手配（情報交換・対応可能範囲の確認）

＜確認ポイント＞

- ・ 食事（食材）の事前確認
- ・ メニュー変更の有無
- ・ 配膳時の確実な受け渡し（本人の対応食であるかの確認）
- ・ 食事時の観察、食後の健康観察
- ・ 土産物店、サービスエリア等での試食への注意

イ 事前準備

普通の授業に比べて教職員の目が行き届きにくくなるため、全教職員が児童生徒の情報を十分に把握し、持参薬の有無、管理方法等、万が一の発症の対応を事前に保護者等と話し合っておく必要があります。

<いざという時のための確認ポイント>

- ・アナフィラキシーのリスクのある場合やエピペン®を処方されている場合は、救急で受診する際に、主治医からの紹介状を用意しておくことで円滑な治療につながる。
- ・重篤な症状発症を想定して、搬送を依頼する消防署、医療機関等を事前に確認しておく必要がある。

(2) 給食時の教室での対応（準備～片付け）

給食の時間は、誤配・誤食等がないように、以下のことに十分注意をしてください。

<誤配・誤食を防ぐためのポイント>

- ・担任は、詳細献立表等の書類で、毎日の献立と除去食・代替食・弁当持参等の確認をする。
- ・除去食・代替食の提供や弁当持参、欠食をした日は、おかわりをさせない。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番を行う場合、原因食物に触れないように配慮する。
- ・クラスの子どもたちには、アレルギーは好き嫌いではないことを理解させ、食べることを強要したり、勧めたり、おかず等を勝手に交換したりしないように指導する。
- ・アレルギーの原因食物が、食物アレルギーを有する児童生徒の体や食器等に付着しないように注意する。
- ・同じクラスに食物アレルギーを有する児童生徒が複数いる場合は、特に注意する。
- ・給食の献立に変更があった場合の原因食物の対応と確認をする。

<持参した弁当の取扱いについて>

- ・弁当の指定箇所が決まっている学校では、弁当の渡し間違いが生じないように、必ず本人に確認する。

<職員室保管の場合>

【例1】①登校後に、児童生徒本人が職員室に持参する。

②職員が受け取り、クラスと名前をつけて（冷蔵庫等に）保管する。

③給食時に児童生徒本人が取りに来て、職員が手渡す。

【例2】①登校時に、児童生徒本人が持参し、担任に渡す。

②担任が職員室に持参し、クラスと名前をつけて（冷蔵庫等に）保管する。

③給食時に担任が取りに来て、担任が児童生徒本人に手渡す。

●注意点

*持参した弁当の受け取り、保管、手渡しについては、「食物アレルギー対応委員会」で担当者を決めておく。

*弁当が用意されていない時は、担当者が保護者へ連絡、相談する。

*担当者が不在の場合の対応を決めておく。

Ⅲ 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

1 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準

食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように、給食時間を安全かつ楽しんで過ごすため、食物アレルギー対応を組織的に実施します。

次の条件をすべて満たす場合は、学校給食での対応を検討します。

- (1) 医師の診断により食物アレルギーと診断されていること
- (2) 原因食物（アレルゲン）が特定されており、医師からも食事療法を指示されていること
- (3) 家庭でも原因食物（アレルゲン）の除去を行うなど食事療法を行っていること

2 給食センターで対応する食物アレルギー対応の原因食物（アレルゲン）

○表示義務8品目のうち、給食センターでは、卵（鶏卵、うずら卵）・乳・小麦・えびの4品目について、除去食・代替食対応を実施します。
（魚卵、大麦の対応はしません。）

*上記、4品目の除去食・代替食の対象とならない場合は
詳細献立表を確認し、家庭からの弁当持参対応、または
欠食対応となります。



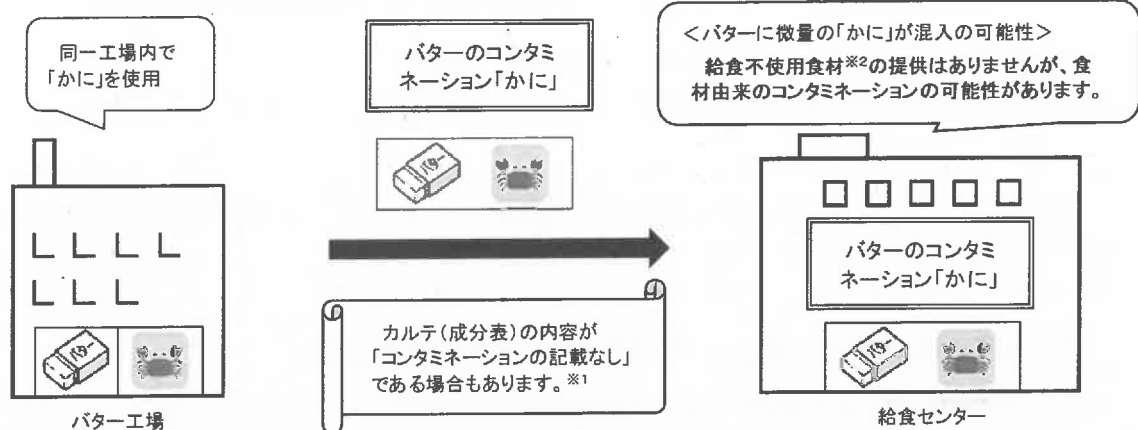
○アーモンド、あわび、カシューナッツ、かに、キウイフルーツ、くるみ、そば、マカダミアナッツ、やまいも、落花生（ピーナッツ）、非加熱の卵、非加熱の魚介類（いくら等の魚卵を含む）は、学校給食では提供しません。

〈学校給食で提供しない食材の基準〉

- ①重篤度の高い原因食物であること
- ②幼児期以降に新規発症しやすい食材であること
- ③表示義務・表示推奨品目のうち献立作成上、問題がない食材であること
- ④衛生管理上、学校給食で使用することがない食材であること

*ただし、学校給食では、コンタミネーションに対しての食物アレルギー対応はしていません。
（コンタミネーションとは、原材料には使用していないが、同一施設内で原因食物を取り扱うことがあるため、意図せず微量混入する場合があることを指します。）

コンタミネーション（例）



施設内で使用するすべての食材についてコンタミネーションの可能性があります。そのため、学校給食では、コンタミネーションに対しての食物アレルギー対応はしていません。

※1…アレルギー表示制度では、コンタミネーションについては表示義務がありません。

※2…アーモンド、あわび、カシューナッツ、かに、キウイフルーツ、くるみ、そば、マカダミアナッツ、やまいも、落花生（ピーナッツ）、非加熱の卵、非加熱の魚介類（いくら等の魚卵を含む）

3 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）[京都府医師会推奨]

（１）学校生活管理指導表とは

保護者が、学校における配慮や管理を希望する場合、原則として毎年提出を求めます。

管理指導表は、医師が学校生活における配慮や管理が必要と判断される場合に、除去すべき原因食物の診断根拠を記載し、保護者を通じて学校に提出されるものです。

（２）対象者

学校生活において、食物アレルギーに配慮すべき児童生徒においては、管理指導表の提出が必要です。具体的には次のとおりです。

ア エピペン®を遂行している場合

イ 食物アレルギーが原因で症状が重篤化する恐れがあると医師が判断した場合

ウ 学校給食での配慮（対応給食等）が必要となる場合

エ 学校給食以外で配慮（調理実習、校外学習、修学旅行等）が必要となる場合

なお、管理指導表等、医師の診断に基づいて作成される文書料については、保護者の負担となる場合がありますのでご了承ください。

（３）保管及び情報共有

管理指導表や保護者から提供された情報は、学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため保護者の同意のうえで、教職員全員、また必要に応じ教育委員会、学校給食センター、消防署、医療機関で共有します。また個人情報に留意しつつ、緊急時に関係者の誰もが閲覧できる状態で管理します。

4 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

(1) 最優先は“安全性”

学校給食で最優先されるべきは、“安全性”です。栄養価の充足やおいしさ、彩り、そして保護者や児童生徒の希望は、安全性が十分確保される方法で検討します。

(2) 二者択一の給食提供

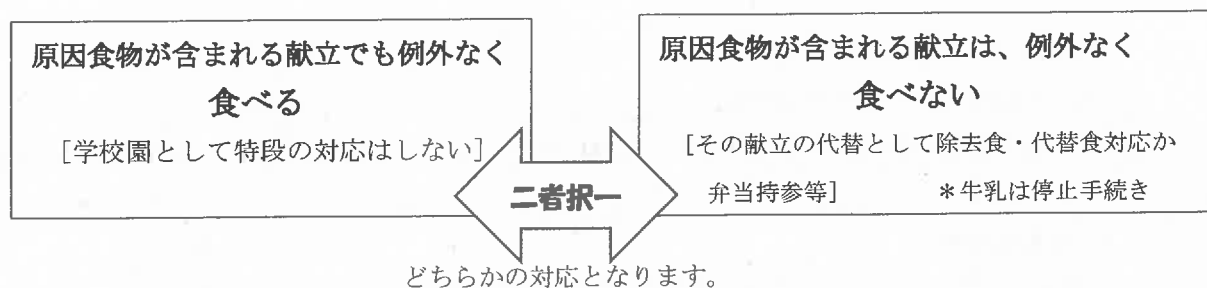
“安全性”確保のために、多段階対応(※)は行わず、原因食物を「提供するかしらないかの二者択一」を原則的な対応で実施します。

※「多段階対応」とは、献立ごとに、そのアレルゲンの含まれる具合（量や加工・加熱の有無など）によって、食べる・食べないを選択するという対応です。

「二者択一」の例として乳アレルギーの例を示します。

①完全除去 ②少量可 ③加工食品可 ④牛乳を利用した料理可 ⑤飲用牛乳のみ停止など、様々な対応レベルがありました。

これに個々に対応すると、業務は複雑・煩雑となり、事故の原因ともなります。このため完全除去か、他の児童生徒と同じように全ての牛乳・乳製品を提供するか、二者択一で対応します。



出典：「学校給食における食物アレルギー対応指針 平成27年3月」(文部科学省)

<「二者択一」の特記事項>

- 上記の「原因食物が含まれる」とは、ごく微量(調味料に含まれる大豆、小麦等の通常除去する必要がない程度)のアレルゲンのみ含まれる場合を除きます。
- ここでいう「献立」とは、食事を構成する各要素(主食、主菜、副菜等)の1つを指すものです。
- 学校給食において、献立を欠食される場合は、原則として医師の診断に基づき保護者記入による毎月の『詳細献立表』の提出により対応します。

(3) 基本方針に沿った献立作成における考え方

- ・安全な給食提供のために、献立表の表記方法や料理名を工夫します。
- ・アーモンド、あわび、カシューナッツ、かに、キウイフルーツ、くるみ、そば、マカダミアナッツ、やまいも、落花生(ピーナッツ)、非加熱の卵、非加熱の魚介類(いくら等の魚卵を含む)は、学校給食では使用しません。
- ・特に発症数の多い原因食物：卵(鶏卵、うずら卵)・乳・小麦・えびについては、できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないよう、対応食の品数が少なくなるように配慮します。
- ・加工食品を使用する場合、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定する等の対応を考慮します。また使用の際には、原材料配合表を取り寄せ、使用食材の確認をします。

(4) 調味料・だし・添加物

- ・食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい以下の原因食物については、完全除去を原則とする学校給食においても基本的に除去はしません。
- ・これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応の考慮対象とします。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・味噌
大豆	大豆油・しょうゆ・味噌
ごま	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

出典：「学校給食における食物アレルギー対応指針 平成27年3月」（文部科学省）

(5) 弁当対応の考慮対象

- ・以下の(ア)(イ)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応の考慮対象とします。

(ア) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- 調味料・だし・添加物の除去が必要
- 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。

<注意喚起例>

- 同一工場、製造ライン使用によるもの（コンタミネーション）
「本製品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- 原材料採取方法によるもの
「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
- えび、かにを捕食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- 多品目の食物除去が必要
- 食器や調理器具の共用ができない
- 油の共用ができない
- その他、学校給食で対応が困難と考えられる除去

(イ) その他、施設の設備状況や人員等の体制が整っていない場合

*ただし、単にエピペン®所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はありません。

*a)～f)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

5 学校給食における主な対応方法（レベル）

給食提供における食物アレルギー対応には、【レベル1】～【レベル4】の種類があります。

（1）詳細な献立表対応【レベル1】 → 対象者全員に対応する

詳細献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食物を含む献立を除いて食べる対応（欠食対応）です。単品で提供されるもの（例 果物など）以外は、調理されると除くことができないので、適応できません。

＊献立から食べられない食材を取り除いて食べることは、安全性向上のため適応できません。

（例）すまし汁から豆腐を取り除く等

すべての対応の基本であり、レベル2以上でも詳細献立表は提供します。

【対象】

- ・比較的症状が軽く、欠食対応（給食から原因食物を含む献立を取り除くこと）ができる場合

【注意点】

- ・この対応においては最も誤食事故が起きやすいため、学校と保護者は詳細献立表にて除去する献立をよく確認します。
- ・保護者は、詳細献立表を確認後、本人に取り除く献立をよく理解させておきます。
また、学級担任に取り除く献立があることを連絡し、協力を求めます。
- ・学級担任及び学校は、除去する原因食物を正しく理解し、他の児童生徒にも正しく理解するよう指導します。
- ・学校長は、誤って食べてしまった場合の対処方法を、全教職員が実施できるよう確認しておきます。

（2）弁当対応【レベル2】

食物アレルギー対応が困難なため全て弁当持参する対応と、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応の2つに分けられます。

【対象】

- ・重篤なアレルギーがあり、安全な給食提供が困難な場合⇒**完全弁当対応（毎日弁当持参）**
- ・比較的症状が軽く、部分的に原因食物を除去する場合⇒**一部弁当対応（献立により弁当持参）**

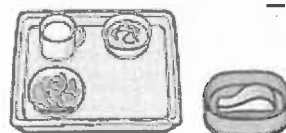
【注意点】

- ・学校長は、食物アレルギーのある児童生徒を全教職員に理解させるとともに、他の児童生徒にもしっかりと食物アレルギーについて理解させ、該当児童生徒が精神的な負担を感じることがないように配慮します。
- ・給食当番を行う際には原因食物に触れることがないように配慮します。
- ・学校では、弁当の保管場所を確保し、誤配がないよう安全で衛生的に保管します。
- ・一部弁当対応の場合、学校と保護者は詳細献立表を確認し、給食が食べられる日と弁当持参の日を事前に決めておきます。

完全弁当



一部弁当

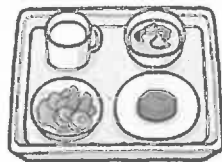


(3) 除去食対応【レベル3】

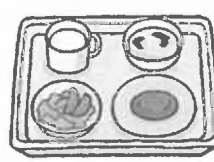
調理の過程において原因食物を除き、学校給食を提供します。時には、一部弁当が必要な場合もあります。

この対応の詳細については、(P13)に記載の「1 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準」を参照してください。

【対象】・給食センターと学校が安全に配慮でき実施可能な場合



・かきたま汁
・麩のみそ汁



原因食物[卵(麩)]を入れる前に取り分ける

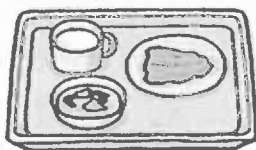
【除去食の例】	かきたま汁	→	卵を除去した汁物
	麩のみそ汁	→	麩を除去したみそ汁
	クリームスープ	→	牛乳、生クリーム、バターを除去したスープ

(4) 代替食対応【レベル4】

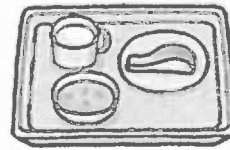
原因食物を除き、それに代わる食材を補い、栄養価を確保した学校給食を提供します。

この対応の詳細については、(P13)に記載の「1 学校給食における食物アレルギー対応の実施基準」を参照してください。

【対象】・給食センターと学校が安全に配慮でき実施可能な場合



・卵スープ
・魚フライ



・コーンスープ
・魚のソテー

【代替食の例】	卵スープ	→	コーンスープ
	魚フライ	→	魚のソテー
	ヨーグルト	→	ゼリー

<除去食・代替食対応の特記事項>

- 主治医等の判断、指示にそって対応します。
- 原因食物を除去するか否かの対応のみとなります。「少量可」や「〇〇gまで可」といった「量」については対応できません。
- 「除去食」「代替食」実施日の栄養の不足は、家庭でできるだけ補うよう保護者に協力を求めます。
- 以下の状況での原因食物の微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できません。
 - ・加工品や調味料の製造ライン
 - ・通常食調理途中から取り分ける除去食の場合の調理室内

6 給食センターで実施する食物アレルギー対応食の内容

給食センターでは、「卵（鶏卵、うずら卵）・乳・小麦・えび」の4品目について以下の内容で食物アレルギー対応食を実施します。（魚卵、大麦の対応はしません。）

また、アーモンド、あわび、カシューナッツ、かに、キウイフルーツ、くるみ、そば、マカダミアナッツ、やまいも、落花生（ピーナッツ）、非加熱の卵、非加熱の魚介類（いくら等の魚卵を含む）は、学校給食では提供しません。

内 容	対 応
献 立	・主食、副食、デザート等、全て対応する。 ・「多段階対応は行わず、提供するかしないかの完全除去対応」の内容で除去食対応【レベル3】及び代替食対応【レベル4】を実施する。 ※安全第一とし、対応食の調理をアレルギー専用調理室で行う。
配 食	・原因食物が含まれる献立については、アレルギー専用調理室で調理した除去食及び代替食を「個別容器」にて提供する。 ※原因食物が含まれない献立については、教室の食缶等より配食する。

7 毎月の保護者との献立確認について

時 期	手 順	
実施月 前々月 (下旬～)	給食センター	・「詳細献立表」、「月間使用食品配合表（以下、「月間配合表」という。）」を学校に送付する。 ※4月分のみ使用食品配合表は、月間用と年間用を配付する。
	学 校	・学校は「詳細献立表」、「月間配合表」を保護者に配付する。
実施月 前月 (初旬～)	保護者	・保護者は「詳細献立表」や「年間・月間配合表」の内容を確認し、「詳細献立表」に喫食方法（弁当持参、除去食・代替食、欠食、対応有無等）を記入して学校に提出する。 ※「卵（鶏卵、うずら卵）・乳・小麦・えび」以外にアレルギーがある場合は、更に確認が必要である。
実施月 前月 (中旬頃)	学 校	・保護者から提出された「詳細献立表」について、喫食方法のチェックを行う。そのうちセンター対応4品目に関わる「詳細献立表」については、原本を給食センターに送付する。 ・センターから返却された「詳細献立表」、またそれ以外の学校でチェック後の「詳細献立表」の写しを保護者に返す。
実施月 前月 (下旬～)	給食センター	・学校から送付された「詳細献立表」の原本をチェック後、写しを取り学校に返却する。またその写しをもとに、喫食の確認のための書類「給食センター対応食一覧表」「月別アレルギー食対応者一覧表」を作成し、学校に送付する。

※事故を起こさないためには、保護者・学校・給食センターが同じ表を共有（写し：コピーして使用）することが大切です。

8 毎日の食物アレルギー対応の流れについて

活 動	担当（代行者）	配 慮 事 項
登校前	全教職員	・ 本日の対応児童生徒の提供しない献立、弁当の可否等を確認する。
登校後	対象児童生徒 担当職員等	・ (弁当の指定箇所が決まっている学校) ・ 弁当がある場合は、指定箇所に持って行く。 ・ 集まった弁当を保管場所に保管する。
事前活動	全教職員 担当職員 (監督職員)	・ 体育活動については、朝食による発症を想定する。 ・ AEDの状態や消耗品の有効期限などを点検する。 ・ 必要に応じ、運動行事がある場合、事前に活動場所にAEDを用意する。
朝の会	学級担任	・ 担任から対応児童生徒へ、個別にその日の給食について確認する。 ＊ 「詳細献立表」、「月別アレルギー食対応者一覧表」等を活用。
給食	児童生徒 学級担任 (監督職員)	・ 配膳の準備をする。 ・ 対象児童生徒に原因食物が使われている献立が配膳されていないことを確認する。 ・ 給食センターから届いた対応食が、対象児童生徒に確実に配膳されていることを確認する。 ＊ 「詳細献立表」、「アレルギー対応食一覧表」、「月別アレルギー食対応者一覧表」等を活用。 ・ 除去食・代替食の提供や弁当持参、欠食をした日は、おかわりをさせない。 ・ 食後の様子に配慮する。 ・ 乳アレルギーの児童生徒には、他の児童生徒が行う牛乳パックの開閉等に配慮する。
昼休み～	担当職員	・ 児童生徒の様子に留意し、異変がある場合は速やかに対応する。 ・ 掃除箇所の児童生徒の様子をよく観察する。
～下校まで	学級担任 (監督職員)	・ 校庭や体育館で体育活動をする際には、児童生徒の様子に留意し、異変がある場合は速やかに対応する。

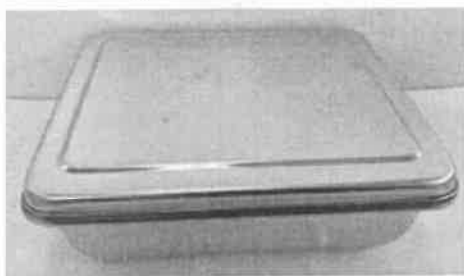
9 給食センターでの給食提供、調理について

食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理のルールを定め、混入を防ぎます。特に調理・配缶時は混入（コンタミネーション）が比較的発生しやすいタイミングです。以下に示す管理を最大限に行えるように整備します。

《整備の状況》

- ・給食センターは、アレルギー専用調理室を設置しています。
- ・調理器具や配缶用食器は、アレルギー専用のものを備えます。また使用後は、丁寧に洗浄し、専用の消毒保管庫で管理します。
- ・対応アレルゲンである卵（鶏卵、うずら卵）・乳・小麦・えびの食材は持ち込みません。
- ・通常食調理からの混入を最小限にできる配置や調理作業工程を考え、専用スペースで作業する調理員や栄養士は、限定した人員配置の中で調理を行います。
- ・専用スペースに出入りする時は、手や調理着にアレルゲンの付着がないか気をつけます。また、原因食物に携わる作業を行わないようにします。
- ・繰り返し確認作業は必要であり、業務を始める前に、全体の調理からの取り分けの手順、使用する調味料等の確認を複数で行い、ホワイトボード等に明記しておきます。
- ・指示書等を必ず手元に置いて作業します。配缶の際には、指示書等を確認して、作業工程に間違いがなかったか指差し呼称しながら確認作業を行います。
- ・その場で個人専用の容器をバケットに入れてコンテナに収納し、アレルギー対応食一覧表と一緒に各学校に送り出します。

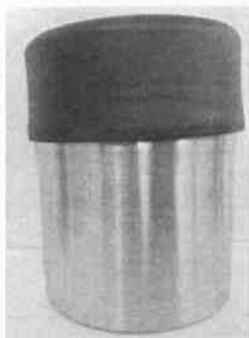
*アレルギー専用容器等



小おかず専用容器（焼・揚げ物等）



ごはん専用容器



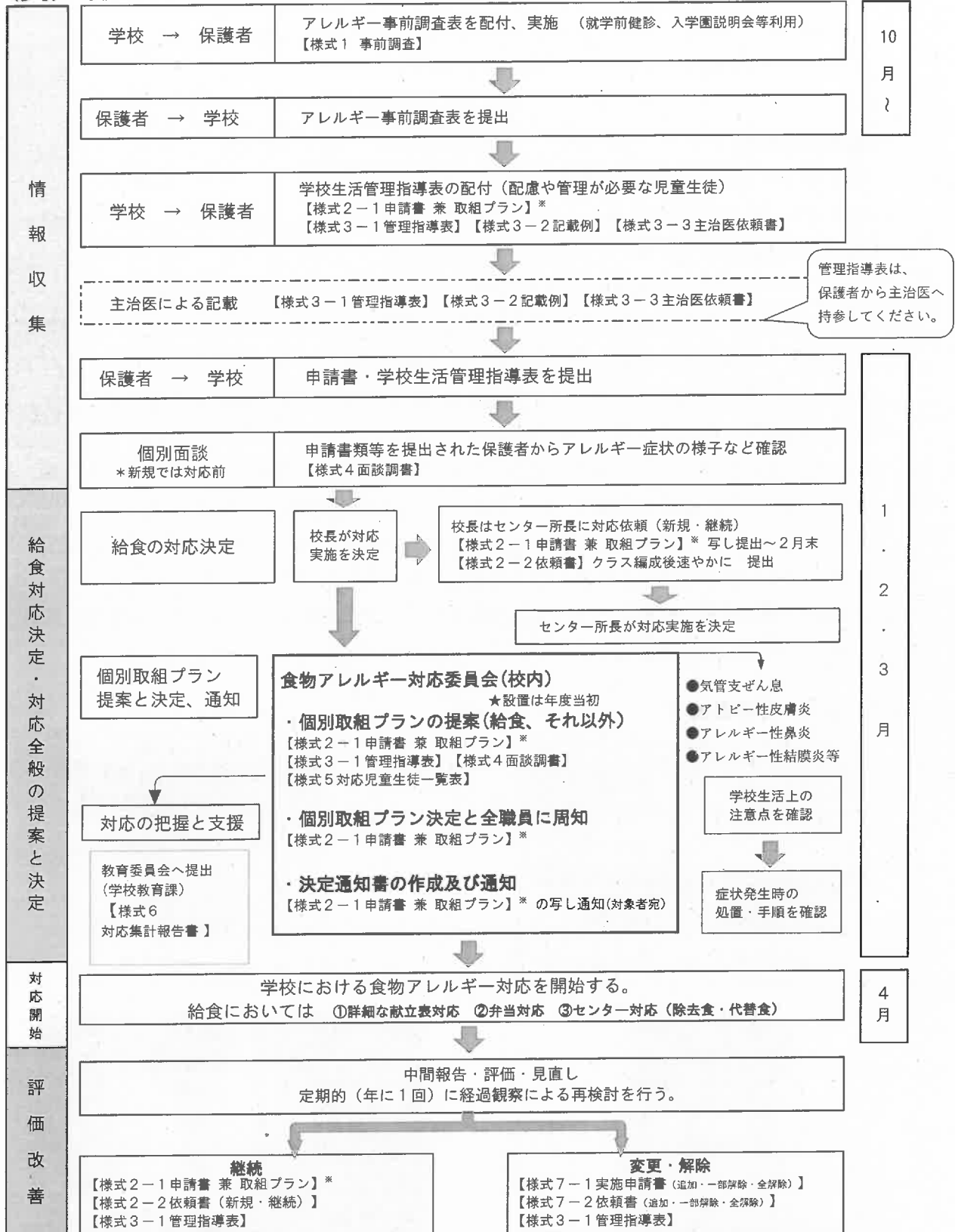
汁物等専用容器



バケットに入れた汁物専用容器

10 学校生活における対応決定までの流れ（フローチャート）

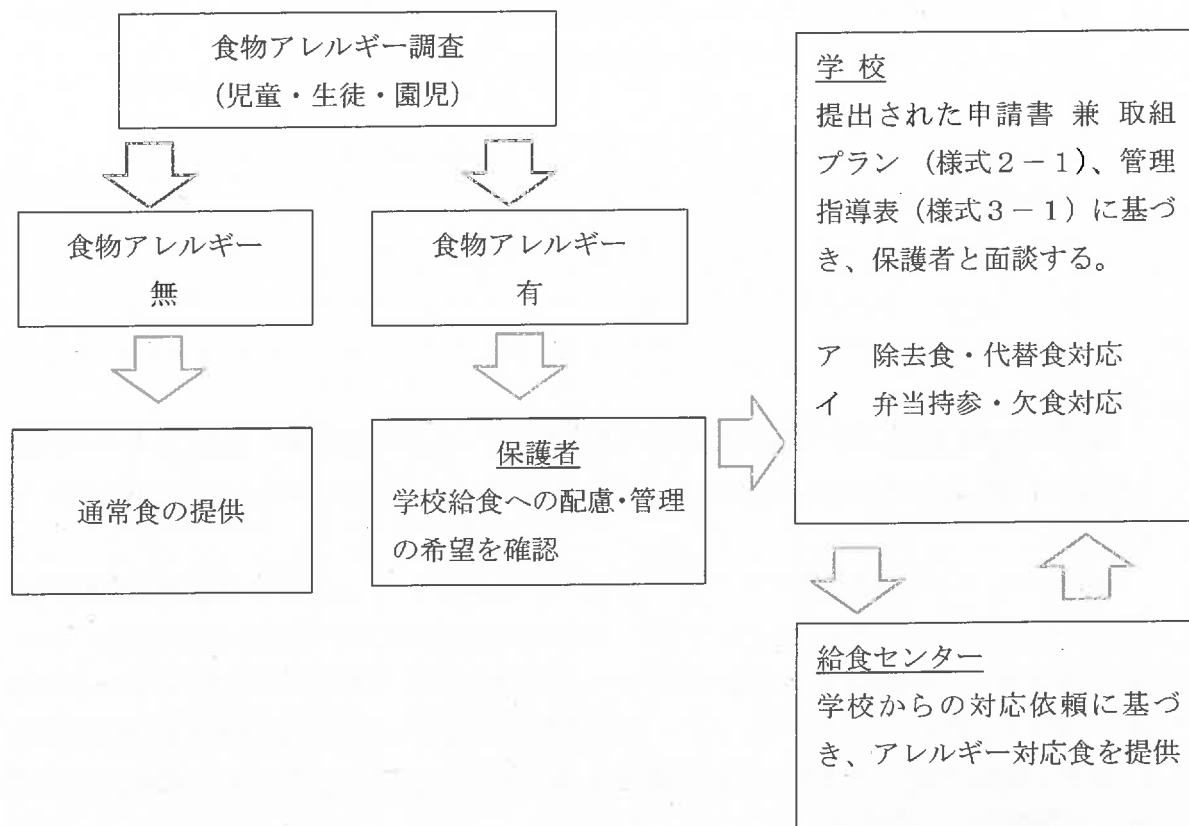
（参考）「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」「学校等における食物アレルギー対応の手引き」



学校給食における具体的な対応の種類を決定するためには、生活管理指導表では把握しきれないアレルギーの経過や家庭での食事状況を把握する必要があります。そのために、個別面談の際に保護者から情報を収集する仕組みを作っておくことが有用です。ただし、面談は保護者の希望を聞き、それを迎合することが目的ではありません。あくまでも医師の診断を確認すること、学校の対応方針に沿った説明を行うものです。

※【様式2-1 申請書 兼 取組プラン】は、「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続）（兼 食物アレルギー個別の取組プラン・保護者通知書・アレルギー緊急時個別対応票）」の略。

11 対応決定までの流れ（フローチャート）の詳細



※以下の詳細内容については、各学校の実状に合わせ行います。

《情報収集》

(1) 食物アレルギー調査の実施（学校→保護者）

児童生徒の食物アレルギー有無の実態の把握をするため、就学時健康診断・入学説明会等を活用して、アレルギーの有無を確認する。

- ・「学校生活における食物アレルギー等調査について(様式1)」
(以下、「アレルギー調査票」という。)

(2) 学校生活（給食）における対応への申請準備

食物アレルギーの配慮・管理を希望する児童生徒の保護者に次の書類の配付と提出依頼。

- ・「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続）（兼 食物アレルギー個別の取組プラン・保護者通知書・アレルギー緊急時個別対応票）」（以下、「申請書 兼 取組プラン（様式2-1）」という。）
- ・管理指導表（様式3-1）
- ・管理指導表の記載例（様式3-2）
- ・主治医依頼書（様式3-3）
- ・その他詳細な検査結果等があればそのコピーも添付してもらう。

申請の受け付け時期は、次のパターンがある。

ア 新1年生（小中学校）、新年中児の申請

入学予定の学校に指定された日までに提出する。学校給食の食物アレルギーの対応は、原則として、対応が決定するまでは弁当対応とする。

イ 進級時の申請

前年度の対応を翌1年間引き継ぐこととし、その間に本年度申請手続きを行う。

ウ 新規発症・診断時および転入時の申請

迅速に対応できるよう対策を講じ、対応が決定するまでは弁当対応とする。

※対応の申請は、耐性獲得等が考えられるため、基本的に年度毎に行う必要がある。

ワンポイント

不必要な食事制限は、児童生徒の健全な成長発達の妨げになるばかりでなく、給食にかかわる限られた資源（人員、設備）を本当に対応が必要な児童・生徒に集中するという意味からも防がなければなりません。

一般的には、乳幼児期発症の食物アレルギーの子どもの約90%は、6歳までに除去食の解除ができることが知られています。しかしながら、食物アレルギーの診断・管理方法が未だ十分に普及しておらず、現在も不必要な食事制限が行われているケースも多くみられます。学校給食における食物アレルギー対応を効果的に進めていくためには、まずは学校が食物アレルギーに対する認識を深め、管理指導表の「診断の根拠」の欄などを参考にしながら保護者・主治医とともに正しい診断に基づく適切な対応を探っていく姿勢が求められます。

出典：「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン 2008 年」（財：日本学校保健会）

（３）申請から実施までのパターン別の手順

P31、P32 のとおり （小・中学校用・幼稚園用）

（４）保護者面談

- ①保護者面談のチーム構成は、校長、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭等とする。
- ②「食物アレルギー対応面談調書（様式４）」（以下、「面談調書」という。）で詳しく聞き取る。

（５）保護者面談のポイントと配慮

＜ポイント＞面談調書（様式４）

- ①食物アレルギーを起こす原因食物等、過去の食物アレルギー症状の様子を確認する。
- ②薬（エピペン®等）の使用、持参希望の有無を確認する。
- ③学校や自宅でアレルギー症状が出た場合の対処方法を確認する。
- ④家庭内での食事の内容を把握する。
- ⑤保護者の希望する対応、学校での配慮や管理（調理実習、運動、宿泊等）について確認する。
- ⑥緊急時の対応を確認をする。
- ⑦保護者に対して今後の手続きの流れ、食物アレルギー対応委員会（校内）で審議することの理解を求める。

＜配慮事項＞

- ①食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対しては、給食での対応を考える上で、個別に面談又は相談に応じる機会を作ること。
- ②保護者に対し、給食センターでの調理状況、各学校での配膳対応を説明し、「対応できる内容」と「対応できない内容」について正確に伝え、理解を得ること。
- ③アレルギーの情報を学校内や関係機関で共有していくことについて、保護者の承諾を得ておくこと。
- ④アレルギーの情報は、プライバシーの保護に十分に留意するとともに、学校内で共有し進学先や転出先の学校などへ適切に引き継いでいくこと。

＜即時型アレルギーに対するエピペン®等を学校に持参してくる際の対応について＞

食物アレルギーの児童生徒は、食物を摂取した後、出現する即時型のアレルギー症状に対するエピペン®等を医師から処方されて携帯していることがある。

児童生徒が学校にいる間はそれらの治療薬を学校側で保管するよう保護者から求められることもある。学校にそのような治療薬を携帯している児童生徒がいる場合、以下のことに注意して対応し、また緊急時に備えた処方薬の学校保管書（様式10）を提出してもらう。

ワンポイント

- ①エピペン®等を携帯している児童生徒を把握すること。
- ②必要に応じて、そのエピペン®等を処方した医師が記載した指示書等（使用のタイミング、使用する際の注意点、副作用等の安全性に関する注意点、保管に関する注意点等が書かれたもの）の提出を保護者に求める。
- ③ショック症状や発作が起こった際に使用するエピペン®等をどこに保管しているか（例：ランドセルやカバン、保健室や職員室や校長室等）について、保護者と十分協議し、本人も含め、児童生徒を看護できる立場の教職員にも知らせておく。
- ④学校がエピペン®等を保管する場合、学校の実状に即したうえで、保管場所を統一する。
- ⑤有効期限や破損の有無等を確認する。
- ⑥学校が保管する場合、保管には破損等が生じないように十分に注意するが、万一破損等が生じた場合の責任は負いかねることについて、保護者の理解を求める。

《給食対応決定・対応全般の提案と決定》

（6）給食対応、食物アレルギー対応委員会（校内）での取組プランの提案および決定

- ①校長は、給食の対応実施を決定する。給食センターの対応食実施については、給食センター所長に「学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書（新規・継続）（様式2-2）」（以下、「実施依頼書」という。）を提出し、対応を依頼する。
- ②食物アレルギー対応委員会（校内）の構成は、校長、教頭、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭等とする。※必要に応じて関係者を加える。
- ③次の書類を基に「申請書 兼 取組プラン（様式2-1）」の案を作成する。
該当児童生徒に対し、必要な取組みの内容と学校でできる配慮、管理を協議する。

- ・「管理指導表(様式3-1)」
 - ・「面談調書(様式4)」
 - ・「食物アレルギー対応児童生徒等一覧表(様式5)」(以下、「児童生徒等一覧表」という。)
- ④「申請書 兼 取組プラン(様式2-1)」は、個々の児童生徒に対して必要な取組みを学校の実状に即して作成し、以下の取組内容を含む。
- ア 児童生徒及び保護者の氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ病院等
 - イ 食物アレルギーの原因食物
 - ウ 食物アレルギー病型等
 - エ 学校における配慮・管理・対応
 - ・薬剤使用時の留意事項等
 - ・アレルギー症状発症時の対応
 - ・学校給食での対応
 - ・学校生活での留意点(食物等を扱う授業等、体育・運動を伴う活動等、校外学習)
 - オ 給食センターの対応

(7) 校内での食物アレルギーに対する決定内容、情報の共有

決定内容を保護者に通知する。

- ・「申請書 兼 取組プラン(様式2-1)」の写し

また、校内において「申請書 兼 取組プラン(様式2-1)」の内容について、教職員全員の共通理解を図り、緊急時の危機管理意識を持たせるとともに、食物アレルギー対応の取組みに対するそれぞれの役割を明確にする。

(8) 市教委(学校教育課)へ報告

食物アレルギー対応の状況を記載し、教育委員会(学校教育課)へ提出する。

- ・「学校給食における食物アレルギー対応集計報告書(様式6)」
(以下、「対応集計報告書」という。)

(9) 市教委(学校教育課)の対応

市教委は、提出された「対応集計報告書(様式6)【様式5の集計】」をもとに内容を確認し、環境整備や助言、指導を行う。

《対応開始》

(10) アレルギー対応食の実施

給食センター所長は、調理場の具体的な作業手順を整理し、食材管理や配缶ミス、誤食がないように万全の対策を栄養教諭・給食センター栄養士及び調理員に周知徹底を図り、調理場内で事故防止の体制を整備するとともに、給食センターから「アレルギー詳細献立表(様式8-1)」(以下、「詳細献立表」という。)及び「年間・月間使用食品配合表(様式8-2)」(以下、「年間・月間配合表」という。)を学校へ送付する。

校長は、アレルギー対応の献立が、配膳室から児童生徒の手元に配膳される過程で、配膳ミス、誤食が起こらないよう対策の周知徹底を図る。

Ⅲ 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

また、学級担任は、児童生徒が弁当や除去食、代替食を食する場合は、正確に配膳されたかどうかを次の書類で確認する。

- ・「給食センター対応食一覧表（様式8-3）」（以下、「対応食一覧表」という。）

- ・「月別アレルギー食対応者一覧表（様式8-4）」（以下、「月別対応者一覧表」という。）

さらに、児童生徒がアレルギー対応として欠食する場合または、除去食・代替食及び弁当を食する場合には、細心の注意を払って食べている状況を把握する。

なお、学級担任が不在の場合は、代わりに入る教職員が必ず食物アレルギー該当児童生徒のアレルギー対応の内容を確認して、同じ対応ができるようにする。

《評価と改善》

（１１）校内での中間報告

実際に行った食物アレルギー対応を振り返り、より可能な対応や改善すべき点を確認し検討する。必要に応じ、保護者と連絡を取りながら修正を行う。

（１２）次年度へ向けての準備

校長は、次年度へ向けた食物アレルギー対応を迅速に行うため、学校給食の食物アレルギー対応の配慮・管理を継続希望する保護者に、必要な書類を配付し、申請手続きを始める。

- ・「申請書 兼 取組プラン（様式2-1）」

- ・「管理指導表（様式3-1）」は毎年提出を求める。（成長に伴うアレルギー耐性化を考慮）

※アレルギー対応に変更がある場合

- ・「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（追加・一部解除・全解除）（様式7-1）」（以下「実施申請書（追加・一部解除・全解除）」という。）

- ・「学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書（追加・一部解除・全解除）（様式7-2）」（以下「実施依頼書（追加・一部解除・全解除）」という。）

小学校から中学校へ進学する際、センター受配校が変更になる場合は、事前に保護者に説明する。

《食物アレルギー事象及びヒヤリハット事例の報告》

食物アレルギー事象やヒヤリハット事例が発生した場合、その詳細と改善策について速やかに教育委員会に報告する。また、教育委員会は京都府に報告する。

- ・学校給食における食物アレルギー事故発生速報（様式5※）【教育委員会あて】

- ・学校給食における食物アレルギー事故報告書（様式6※）【教育委員会あて】

※京都府様式

- ・食物アレルギーに関するヒヤリハット事例報告書（様式10）【教育委員会あて】

《緊急対応時の症状チェックシート》

緊急対応を要する事態に該当児童生徒の様子を経過記録しておき、迅速かつ適切な対応ができるよう救急車要請時、受診時等において情報を提供する。

- ・「緊急対応時経過記録表（症状チェックシート）（様式11）」

(13) 研修等

全教職員に食物アレルギーの研修や緊急時に備えた訓練、ヒヤリハットなどの研修機会をもつことで、食物アレルギーの知識を増やし、緊急時の対応についての向上を図る。

◆参考資料◆

・文部科学省：アレルギー疾患対応資料 映像資料及び研修資料

「学校におけるアレルギー疾患対応資料映像資料（※YouTube のページへリンク）」

「学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方」

「食物アレルギーに関する基礎知識」 等

ヒヤリハット1 情報の共有不足による事例

間違って渡されたアメとパンケーキ

年齢・性別：5 歳 女児

アレルゲン：卵・牛乳・小麦

原因：フルーツアメ（牛乳入り）、卵と牛乳を除去したパンケーキ（小麦）

症状：全身のじんま疹と喘鳴

食物アレルギーについて担任の先生に話してあったのですが、担任の不在中に、牛乳入りのフルーツアメや、小麦で作られた卵と牛乳を除去したパンケーキが配られました。アメの場合は軽いじんま疹で、すぐに主治医と電話で相談して、抗ヒスタミン薬内服で落ち着きましたが、パンケーキの場合は、じんま疹に加えて喘鳴まで出現し、救急車で搬送され、入院しました。

解説 担任の先生以外のスタッフが、この児の原因食物をきちんと把握していなかったため生じた事故

対策 スタッフ全員が、患者の情報を共有することが大切です。できれば数ヶ月に1度スタッフと保護者で情報交換する機会があれば良いです。主治医から食物除去の指示書を記載してもらい、症状が出た時の対処方法を文書で伝えることも重要です。

参考「食物アレルギーひやりはっと事例集 2018」

ヒヤリハット2 給食献立の喫食確認の事例

お母さんが「オムレツ」を見落とした

年齢・性別：7 歳 女児

アレルゲン：卵・牛乳・えび・かに

原因：学校給食のオムレツ

症状：じんま疹とかゆみ、口唇・口腔の違和感

学校給食の「オムレツ」を1口食べてしまいました。5分以内に、じんま疹、痒み口唇、口腔にピリピリ感があり、本人がすぐに吐き出し口を洗ったため、大事には至りませんでした。

解説 給食メニューで卵料理が出る場合は、母親が代替食を持参することになっていましたが、母親が「オムレツ」を見落とし、代替食品を持たせなかったため、食べてしまいました。担任の先生も、この児の卵アレルギーに対して、給食内容を十分注意していませんでした。

参考「食物アレルギーひやりはっと事例集 2018」

Ⅲ 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

(研修事例 1) 緊急時に備えた訓練 (エピペンの使用方法も含む)

時間	内 容	担当
10 分	アレルギー疾患の理解 (学校医等の指導のもと、指導用 D V D を活用することも考えられる)	学校医等
10 分	アレルギー疾患の児童生徒の状況について 管理指導表や食物アレルギー対応マニュアルをもとに対応の確認	養護教諭
25 分	緊急時のシミュレーション 実際に、給食後に教室でアレルギー症状が発生し、アナフィラキシーに至った児童生徒への対応について、管理指導表のシートや緊急時対応フローチャートモデル図をもとにシミュレーションを行う。 ※実際に教室での場面を設定し実施する。 ※プール、体育館等の場面も有効である。 ※学校医、消防士等の指導のもと訓練用エピペン®を活用した学習とする。 ※緊急時に備え、アナフィラキシーに対応するための緊急用持ち出し品【管理指導表の写し、個別の取組プラン、緊急対応時経過記録表(症状チェックシート)など】を準備する。 書類等は、紛失しないように専用の封筒の中に入れる。 持ち出しを想定した訓練を行うことが有効である。	学校医 養護教諭
5 分	評価 評価のポイント ・ 応急処置について ・ エピペン®の用意や取り扱いについて ・ 計時及び記録 ・ 保護者や消防、他の機関への連絡調整がスムーズにできたかなど (役割分担が整理され、スムーズに対応できたか。)	

Ⅲ 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

(研修事例2) 学校給食での誤配等の事故を防ぐ訓練

時間	内 容	担当
15 分	学校給食におけるアレルギー対応について ・ 1 詳細な献立表対応 ・ 2 弁当対応（完全弁当、一部弁当） ・ 3 除去食対応 ・ 4 代替食対応 などについて説明する。	栄養教諭等
30 分	給食時のシミュレーションの実施 ・ 配膳室から教室に届くまでの流れ ・ 食器や学校給食における食物アレルギー対応食のためのチェック様式（詳細献立表、年間・月間配合表、対応食一覧表、月別対応者一覧表等）の確認 ・ 詳細献立表の内容と違っているときの対応 ・ 子どもがおかわりを望んだときの対応 ・ 配膳の仕方、給食当番、片付けの仕方について ・ 給食時の児童生徒の健康観察について ・ 配膳室から教室までの実際の場면을想定して実施する。 ・ さまざまな場面の設定を行いながら、安全に楽しく給食が食べられるように、その対応を全職員で考えるのも有効である。	給食主任 栄養教諭等
5 分	評価 評価のポイント ・ 給食の受け取りや、食器の確認がスムーズにできたか ・ 詳細献立表、月間配合表、対応食一覧表、年間・月別対応者一覧表による確認ができたか。 ・ 準備や片付け時の留意点について確認できたか。 ・ 給食時の健康観察のポイントが理解できたかなど	校長

(3) 申請から対応までのパターン別の手順 (小・中学校用)

* 学年は現学年で記載

小学校		中学校	
就学前	小学1～5年	6年	中学1,2年
様式No.	様式No.	様式No.	様式No.
<事前調査>全児童対象			
●学校生活における食物アレルギー等 事前調査			
<アレルギー対応の申請>			
アレルギー対応者一以下の書類を配付			
●申請書 兼 取組プラン			
●学校生活管理指導表			
2学期 中旬頃	様式1		
2学期 後半頃	様式2-1 様式3-1		
<継続者へ事前調査>		<継続者へ事前調査>	
●学校生活における食物アレルギー等 事前調査		●学校生活における食物アレルギー等 事前調査	
<アレルギー対応の申請>		<アレルギー対応の申請>	
アレルギー対応者一以下の書類を配付		アレルギー対応者一以下の書類を配付	
●申請書 兼 取組プラン		●申請書 兼 取組プラン	
●学校生活管理指導表		●学校生活管理指導表	
様式1		様式1	
様式2-1 様式3-1		様式2-1 様式3-1	
* 申請書 兼 取組プラン(様式2-1) * 学校生活管理指導表(様式3-1) 提出依頼。(内容確認は中学校)		* 中学校より、小学校を通じて 事前調査 および必要方には、 ・申請書 兼 取組プラン(様式2-1) ・学校生活管理指導表(様式3-1) 提出依頼。(内容確認は中学校)	
保護者との面談は学校で調整		保護者との面談は学校で調整	
<学校にて面談実施>			
<センターへ書類提出:申請書 兼 取組プラン(センター対応4品目の方のみ)の写し>			
●申請書 兼 取組プラン(センター対応4品目の方のみ)の写しの提出			
1・2月中			
2月中旬～ 2月末			
2月中旬	<4月分>		
2月中旬～ 3月初旬	●対象保護者へ 4月分詳細献立表等を配付 保護者が取りに來られ、回収する手間は 小学校から周知	4月分詳細献立表等を配付 小学校回収	4月分詳細献立表等を配付 中学校回収(卒業式まで)
3月中旬頃	3月中旬頃、センターに4月分詳細献立表の原本(センター対応4品目の方のみ)提出	様式8-1 様式8-2 様式8-1	様式8-1 様式8-2 様式8-1
3月中旬 (卒業式まで)	<5月分>		
3月下旬	●センターから5月分詳細献立表等送付:小6年生(中学新1年生)分は、4月と同じように小学校に送付(小中連携)		
3月下旬	<3月下旬頃にセンターから学校へ4月分詳細献立表の原本送付:小6年生(中学新1年生)分は、4月と同じように小学校に送付(小中連携)>		
4月初旬	●4月分詳細献立表の原本(センター提出があった分) ●4月分月別アレルギー一覽表(4月初旬:新クラス決定後)		
4月 1週目末 または 2週目初め 頃	<センターへ書類提出:学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書(センター対応4品目の方のみ)>		
4月 入式後	●学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書(センター対応4品目の方のみ) ・新クラスを含め、必要事項を記入しセンターへ期日までに提出。(期日は第1週目を目的に、センターから改めて通知有) ・転入、新規発症、書類不備等の手続		

【申請書 兼 取組プラン】は、「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新規・継続) (兼 食物アレルギー一覽表) (緊急時個別対応票)」の略。

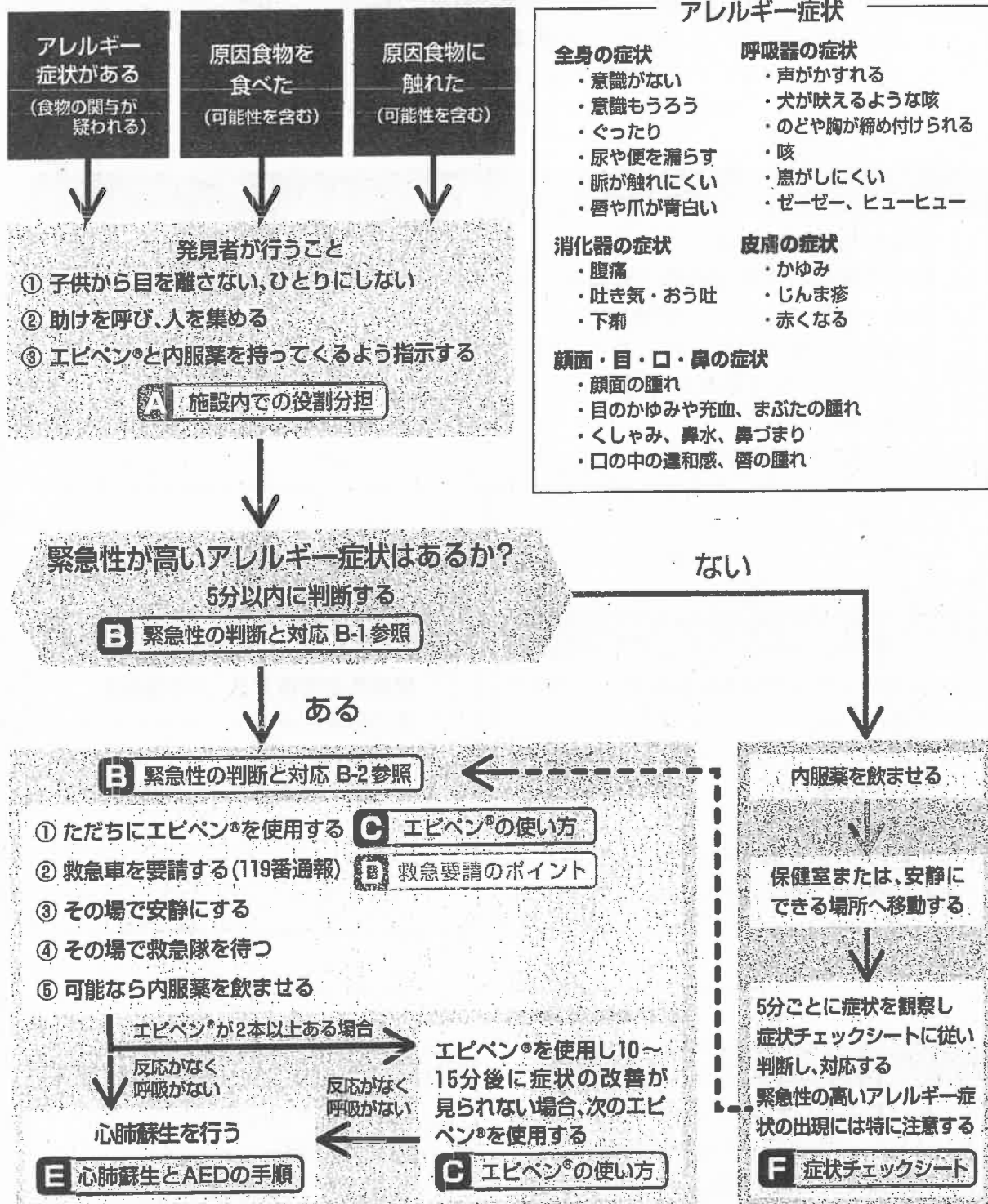
* 学年は現学年で記載

【申請書兼取組プラン】は、「学校給食における食物アレルギー対応の実施申請書（新規・継続）兼食物アレルギー個別の取組プラン・保護者通知書・アレルギー緊急時個別対応票」の略。

Ⅳ 緊急時の対応

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

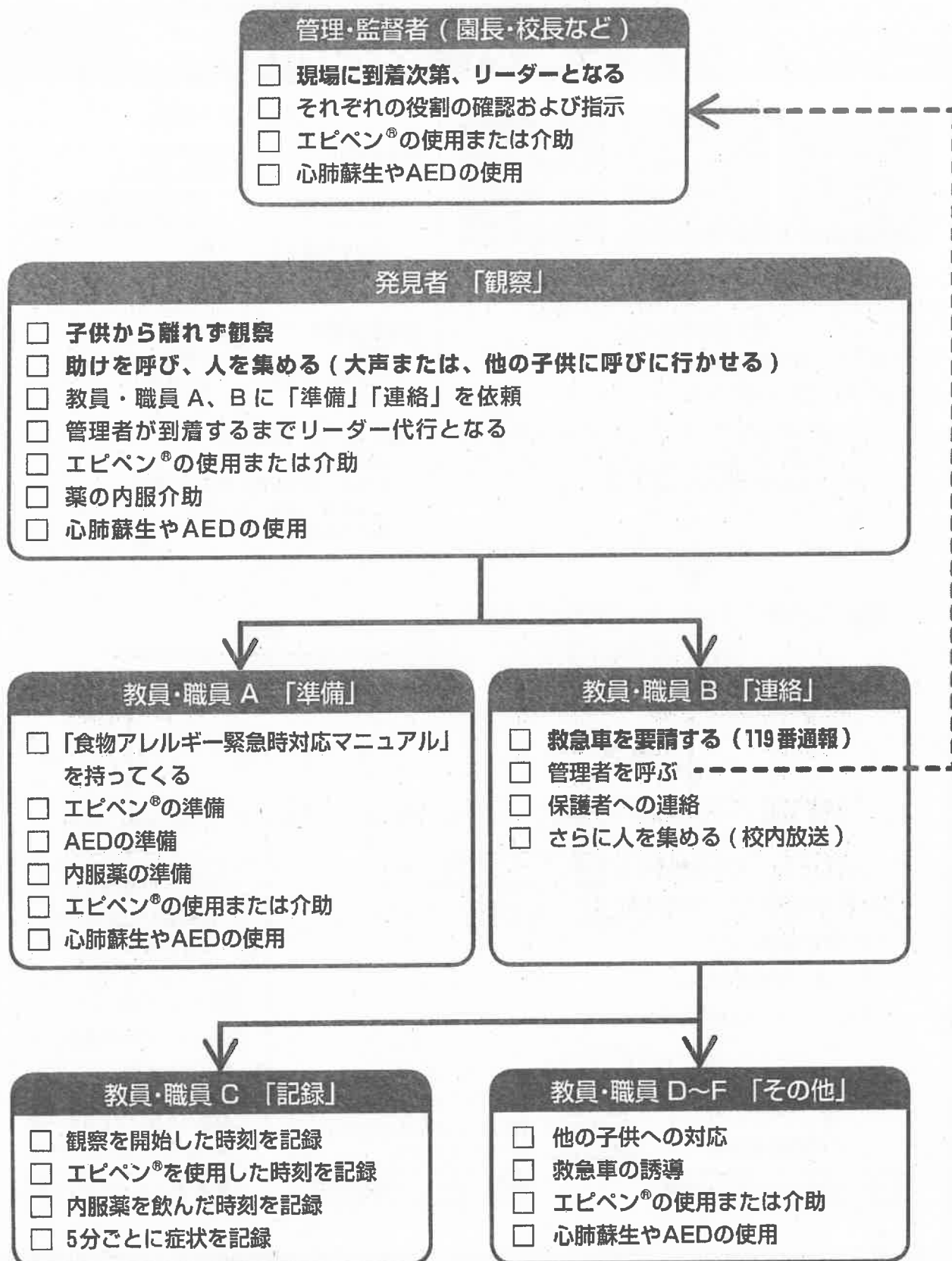
アレルギー症状への対応の手順



A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
 - ☐ 声がかすれる
 - ☐ 犬が吠えるような咳
 - ☐ 息がしにくい
 - ☐ 持続する強い咳き込み
 - ☐ ゼーゼーする呼吸
- (ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

→ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

↓
保健室または、安静にできる場所へ移動する

↓
5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

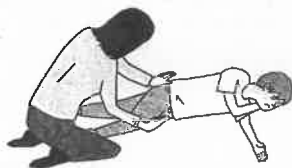
安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

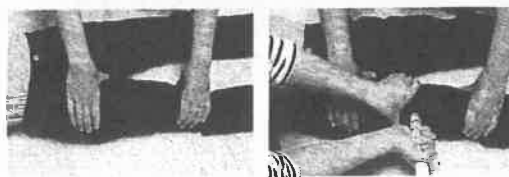
伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合

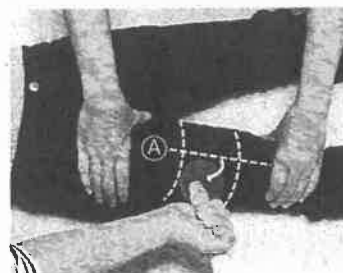


介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

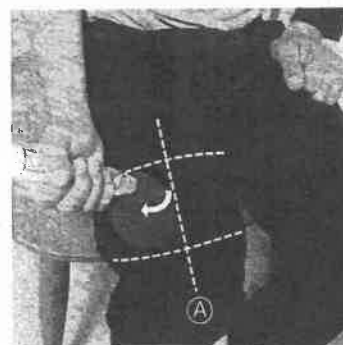
注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



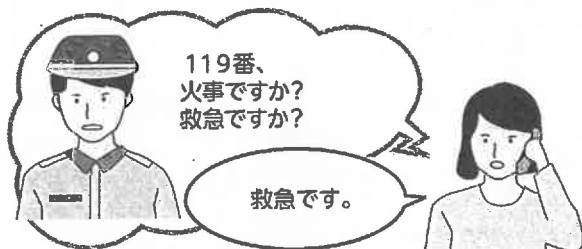
座位の場合



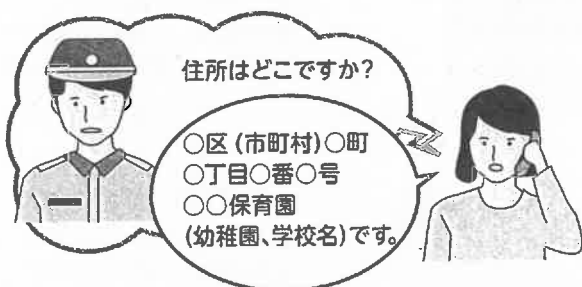


救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

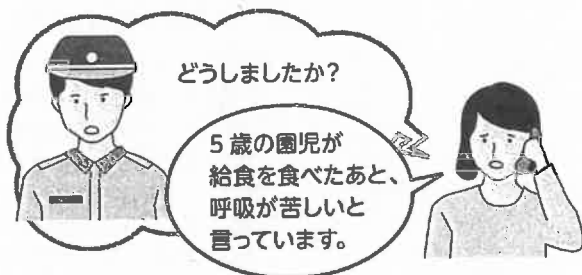


①救急であることを伝える



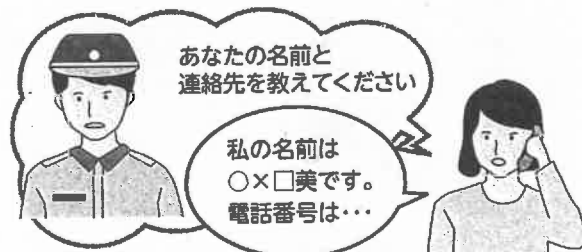
②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン®の処方やエピペン®の使用の有無を伝える



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

③呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしている
ようなら、観察を続けながら
救急隊の到着を待つ

④必ず胸骨圧迫！可能なら人工呼吸！

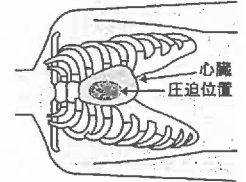
30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（100～120回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

【人工呼吸のポイント】



- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

【AED 装着のポイント】



- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

【心電図解析のポイント】



- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

【ショックのポイント】



- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆☐の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン®を使用した時刻(時 分)

全身の 症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器 の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器 の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・ 鼻・顔面 の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の 症状

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、☐の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

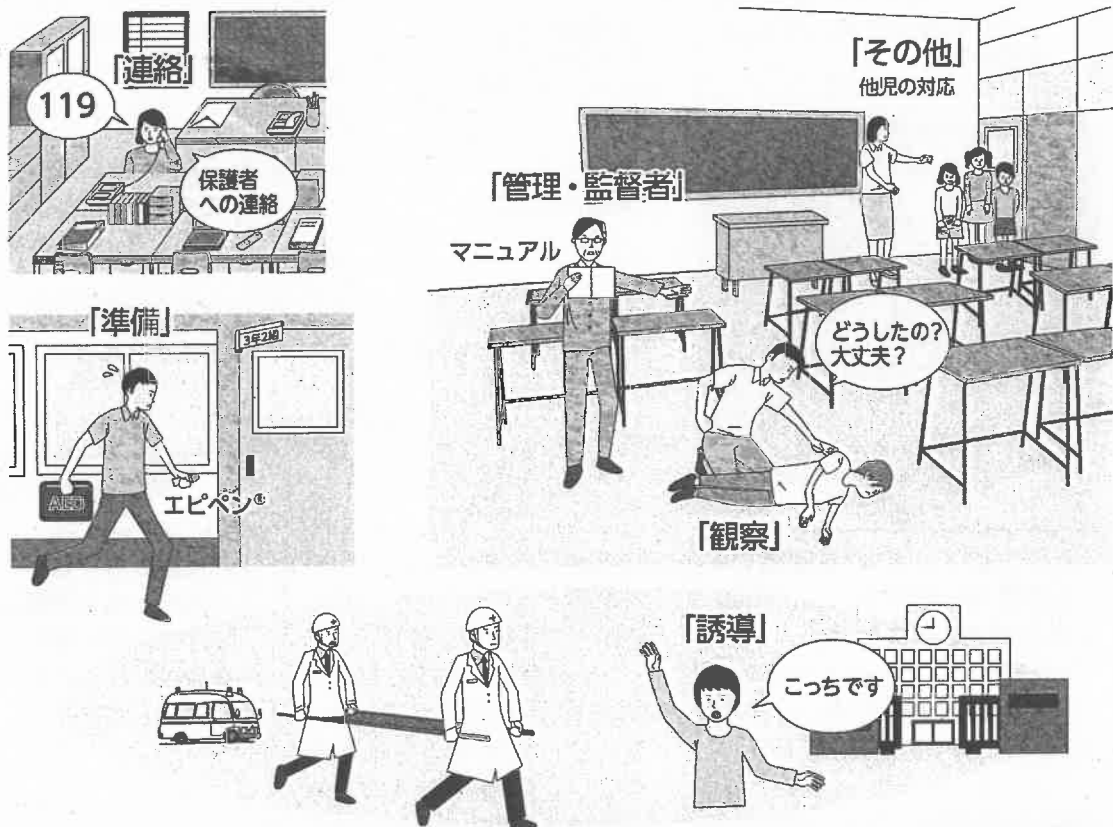
- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。東京都等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン®や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン®使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン

- ・「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（平成 30 年 東京都福祉保健局発行）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 厚生労働省発行）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 財団法人日本学校保健会発行）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは、東京アレルギー情報navi.

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/publications/print_allergy.html)よりダウンロードできます。



平成25年7月初版 登録番号(29) 38
 平成30年3月改定版
 【監 修】 東京都アレルギー疾患対策検討委員会
 【編集・協力】 東京都立小児総合医療センター アレルギー科
 東京消防庁・東京都教育委員会
 【発 行】 東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課
 電話 03(3363)3487

リサイクル適性(A)
 この印刷物は、印刷物のリサイクルに
 リサイクルできます。

このマニュアルは、東京都の許諾を得て作成しています（一部改変）。【承認番号 31健研健第1680号】

V 災害時を想定した準備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や近年でも全国各地で災害が起こっていますが、アレルギーを持つ多くの子どもたちも被災しました。

アレルギーは生活や環境に密着する疾患であるだけに、災害という特殊な環境下では、一般的な生活・健康問題に加えて、他の慢性疾患とも異なる独特の問題が発生します。

●食物アレルギーについては、食事の提供が重要な問題

＊食物アレルギー対応食品の入手が困難である。

＊食品表示も確認できない状況である。

●周囲に知らせることができない状況もある。

＊発達年齢等により、自分で食物アレルギーがあることを訴えられない。

避難先で食物アレルギーがあること、どのような注意が必要であるかなど、周囲にも分かるような準備を普段からしておく必要があります。

(1) 食物アレルギーを有する児童生徒の確認及び対応

食物アレルギーを有する児童生徒の一覧(様式5参照)や「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新規・継続)(兼 食物アレルギー個別の取組プラン・保護者通知書・アレルギー緊急時個別対応票)」参照)等を災害時に持ち出せるように準備します。

(2) 緊急薬やエピペン®の管理

学校で児童生徒の緊急薬やエピペン®等を預かっている場合、緊急時にすぐに持ち出すことができるよう、保管場所を決め、教職員の間で共通理解しておくことが重要です。

①複数の児童生徒の預かりがある場合には、氏名や使用方法が分かるように保管する。

②主治医、学校医、学校薬剤師の指導のもと、管理について保護者と十分に協議しておく。

(3) 災害時緊急カードの作成、使用方法

避難先で、支援者にどのようなアレルギーの子どもがいるのかわかるように、保護者に対して、次ページの災害時緊急カードをあらかじめ作成しておくよう薦めてください。

災害時緊急カードは、チャック付の透明の袋に入れ、ランドセルなどのカバンのポケットに保管し、カードの記入事項は個人情報が含まれているため、各家庭で管理するよう伝える。

災害時緊急カード例①

氏 名	
たべられません	
鶏卵	(加工食品含む)
牛乳	(そのもののみ)
① 緊急時はエピペン®を打ち、救急車で病院に搬送 ② 緊急連絡先 : 000-0000-0000 ③ 主治医: 000-0000 -0000 ④ ○○小学校 電話 : 代表携帯 :	

出典 : 「学校、幼稚園、保育所における食物アレルギー対応の手引き」 (京都府山城北保健所) 2015 より 一部改変

災害時緊急カード例②

取扱注意!  災害時緊急カード アレルギーSOSカード 木津川市教育委員会 わたしが倒れている、 救助が必要である場合には、 すぐに救急車を呼んでください。 (119) この情報を消防署員や警察署員、木津川市 職員等が活用することに同意します。	わたしのこと ふりがな 名前 生年月日 年 月 日 性別 男 ・ 女 血液型 (Rh) わたしは、アレルギーを もっています。	家族の連絡先 住所 〒 保護者氏名 電話 保護者氏名 電話	アレルギーのこと わたしは、 のアレルギーです 症状 喘息 / じんましん / 嘔吐 下痢 / 呼吸困難
アレルギーのこと わたしは、 食物アレルギー / 喘息 / アトピー性皮膚炎 その他 です わたしは、アナフィラキシー ショックをおこしたことが あります / ありません	おくすり・エピペンなど のみぐすり エピペン あり / なし エピペン薬液量 0.15mg or 0.3mg 保管場所	かかりつけの病院 病院名 病院の電話番号 担当医 メモ	災害時緊急カード アレルギーSOSカードとは 急病、緊急時、災害時(大震災、津波、洪水、土砂災害など)に必要な情報をまとめたカードです。 ちいさく折りたたみ、中身の見える袋に入れて、普段から持ち歩いてください。 災害時伝言ダイヤルの使い方 【録音する】 「171」→「1」→案内に従う 【伝言を聞く】 「171」→「1」→案内に従う ひとつの伝言につき30秒以内です。

VI 様式

- 様式 1 学校生活における食物アレルギー等事前調査について（依頼）
 <学校生活における食物アレルギー等事前調査>
- 様式 2 - 1 学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続）
 （兼 食物アレルギー個別の取組プラン・保護者通知書・アレルギー緊急時
 個別対応票）
- 2 - 2 学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書（新規・継続）
- 様式 3 - 1 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）
- 3 - 2 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）記載例
- 3 - 3 主治医への依頼書（学校生活管理指導表記載）
- 様式 4 食物アレルギー対応面談調書
- 様式 5 食物アレルギー対応児童生徒等一覧表
- 様式 6 食物アレルギー対応集計報告書【教育委員会あて】
- 様式 7 - 1 学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（追加・一部解除・全解除）
- 7 - 2 学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書（追加・一部解除・全解除）
- 様式 8 - 1 アレルギー詳細献立表（例）
- 8 - 2 年間・月間使用食品配合表（例）
- 8 - 3 給食センター対応食一覧表（例）
- 8 - 4 月別アレルギー食対応者一覧表（例）
- 様式 9 緊急時に備えた処方薬の学校保管書

- 様式 5 ※ 学校給食における食物アレルギー事故発生速報【教育委員会あて】
- 様式 6 ※ 学校給食における食物アレルギー事故報告書【教育委員会あて】
 ※京都府様式

- 様式 10 食物アレルギーに関するヒヤリハット事例報告書【教育委員会あて】
- 様式 11 緊急対応時経過記録表（症状チェックシート）
- 様式 12 - 1 災害時緊急カード 例①
- 様式 12 - 2 災害時緊急カード 例②アレルギー SOS カード

様式1

年 月

保護者 各位

木津川市立 学校（園）
校（園）長

学校生活における食物アレルギー等事前調査について（依頼）

平素は、学校運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本校（園）では学校生活において、特定の食物でアレルギー症状等を起こす児童生徒等の状況やアレルギー対応希望について事前に把握したいと考えております。

つきましては、別紙の「学校生活における食物アレルギー等事前調査」を記入のうえ、 月 日
（ ）までに〇〇へ提出してください。

本市の学校給食での食物アレルギー対応については、下記のとおり基準を設けており、この調査がそのとおり対応を決めるものではありません。

今後、給食での食物アレルギー対応食を希望される場合は、改めて、対応の可否検討についての医師の診断に基づいた申請書、「学校生活管理指導表」等を提出していただきます。面談等を経て対応の可否について慎重な検討を行います。

なお、給食での食物アレルギー対応食を希望される場合は必ず面談を実施します。

【国の指針に沿って安全性確保のうえ実施します】

安全性確保のため、原因食物（アレルゲン）の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とします。

【学校給食における食物アレルギー対応の基準】

- （１）医師の診断により食物アレルギーと診断されていること
- （２）原因食物（アレルゲン）が特定されており、医師からも食事療法を指示されていること
- （３）家庭でも原因食物（アレルゲン）の除去を行うなど食事療法を行っていること

【給食センターで対応する原因食物(アレルゲン)】

安全確保を第一に国の指針に沿って、市内で統一した食物アレルギー対応を組織的に実施します。

給食センターでは、「卵（鶏卵、うずら卵）・乳・小麦・えび」の４品目について除去食、代替食の提供を実施します。魚卵、大麦の対応は行っておらず、また、「アーモンド、あわび、カシューナッツ、かに、キウイフルーツ、くるみ、そば、マカダミアナッツ、やまいも、落花生（ピーナッツ）、非加熱の卵、非加熱の魚介類（いくら等の魚卵を含む）」は学校給食では提供しません。

* 牛乳停止のみの対応については、食物アレルギー以外の乳糖不耐症等の児童生徒等に限ります。

乳アレルギーの児童生徒等については、飲用牛乳だけを停止する部分的な対応は行いません。

* 学校生活管理指導表等、医師の診断に基づいて作成される文書料は、保護者の負担となる場合があります。

様式 1

<学校生活における食物アレルギー等事前調査>

学校（園）名： _____ 学校（園） _____ 年 _____ 組 _____ 児童生徒（園児）氏名： _____

新入生（園児）は、入学（入園）する学校（園）名を右欄に記入（ _____ 学校・園）

保護者氏名： _____

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(1) 食物アレルギーについて、該当するものの□欄にレ印をつけてください。

☐ ① 食物アレルギーはありません…質問は以上です。ご協力ありがとうございました。☐ ② 食物アレルギーがあります …以下の(2)～(6)の間にお答えください。☐ ③ 食物アレルギー以外で医師の診断のもと、食べられないものがあります。

(例) 乳糖不耐症等 …以下の(2)～(6)の間にお答えください。

(2) (1)で②または③と答えた場合は、以下該当の項目にご記入ください。

食物アレルギー等の原因となる食物と症状をご記入ください。

*卵（鶏卵・うずら卵）、乳、小麦、えびアレルギーがある場合は、あてはまる原因食物に○と詳細をご記入ください。

○ 記入	原因食物	症 状	最後に診断 された年齢	備 考
	卵（鶏卵・うずら卵）			
	乳			
	小麦			
	えび			

*上記以外の食物アレルギーがある場合は、ご記入ください。

原因食物	症 状	最後に診断 された年齢	備 考

*食物アレルギー以外の乳糖不耐症等で医師の診断上、食べられないものがある場合は、ご記入ください。

原因食物	症 状	最後に診断 された年齢	備 考

(3) ご家庭で実施している除去等の対応を具体的にご記入ください。

(例：○○は食べさせていない。牛乳のみ飲ませていない。)

(4) 治療のため使用している薬はありますか。またどんな薬ですか。

☐ ない ☐ ある ①内服薬 ②アドレナリン自己注射薬（エピペン®）

③その他（ _____ ）

裏面に続く→

(5) 学校生活における食物アレルギー等対応実施について

該当するものの口欄にレ印をつけてください。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づいた国の指針により、学校における配慮や管理が必要な場合(※下記参照)、医師の診断による学校生活管理指導表、または、診断書の提出が必要となります。

① 学校給食について

☐ **ア 給食センターの除去食、代替食（卵(鶏卵・うずら卵)、乳、小麦、えび)の提供を希望します。**

*詳細な献立表に弁当持参等の有無について記載のうえ、学校へ提出する必要があります。

*乳アレルギーの児童生徒等については、飲用牛乳だけを停止する部分的な対応は行いません。

*学校生活管理指導表の提出が必要です。

☐ **イ 詳細な献立表配付を希望します。(給食センター対応4品目以外のアレルギーがあり弁当持参を希望する場合、あるいはチェックをしたい場合)**

*詳細な献立表に弁当持参等の有無について記載のうえ、学校へ提出する必要があります。

*学校生活管理指導表の提出が必要です。

☐ **ウ 牛乳停止を希望します。(食物アレルギー以外の方[乳糖不耐症等]のみご記入ください。)**

*牛乳のみの場合も医師の診断書の提出が必要です。(初回のみ)

☐ **エ 学校給食を食べず、完全弁当を希望します。**

*学校生活管理指導表の提出が必要です。

☐ **オ 学校給食での対応を希望しません。(通常給食を食べる)**

② 学校生活（学校給食以外）について

☐ **カ 学校生活における配慮や管理(※下記参照)を希望します。**

*学校生活管理指導表の提出が必要です。

☐ **キ 学校生活における配慮や管理(※下記参照)を希望しません。**

※ 学校生活における配慮や管理が必要な場合 とは

学校給食における弁当や除去食等の対応だけでなく、運動（体育・クラブ活動等）、プール、食材を扱う授業・活動（調理実習等）、遠足等の校外学習、宿泊を伴う校外活動（修学旅行）などが想定されます。

また食物アレルギー以外の症状での対応の場合は、これに準じ医師の診断書が必要となります。

(6) (5) で**ア、イ、ウ、エ、カ**のいずれかに印をつけた方は、日中連絡のつく連絡先をご記入ください。

1 連絡先 氏名 _____ (続柄: _____) 電話番号 _____

2 連絡先 氏名 _____ (続柄: _____) 電話番号 _____

様式 2 - 1

学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続）
 （兼 食物アレルギー個別の取組プラン・保護者通知書・アレルギー緊急時個別対応票）

木津川市立 _____ 学校（園）長 宛て

年 月 日

保護者氏名 _____

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり学校生活管理指導表（様式 3 - 1）を添えて申請します。

記

（ふりがな） 児童生徒（園児） 氏 名	年 組（現学年を記入、新 1 年生は空欄） (男・女)	生年 月 日	年 月 日生 (歳)
住 所	(〒)	電 話 番 号	
緊急連絡先	① (続柄)	電 話 番 号	(自宅・携帯・職場)
	② (続柄)	電 話 番 号	(自宅・携帯・職場)
かかりつけの 病院・主治医	病院名 () 主治医 ()	電 話 番 号	
学校給食で希望 する対応内容 (該当番号に○)	1. 詳細な献立表対応 2. 弁当持参(完全弁当・一部弁当) 3. 除去食・代替食(給食センター) 4. 牛乳停止(乳アレルギーの場合は、下記原因食物にも○を記載してください。)		
対応が必要な 原因食物 (原因食物に○)	*給食センターで対応できるもの 卵(鶏卵・うずら卵) 乳 小麦 えび		
	*上記以外：給食センターで対応できないもの(上記 4 品目以外で表示義務推奨のうち 13 品目) いか オレンジ 牛肉 ごま さけ さば 大豆 鶏肉 バナナ 豚肉 もも りんご ゼラチン その他の原因食物名を記入 (例：いちご)		
*以下の食品は給食提供がない食品ですが、原因食物に該当する場合は○をしてください。 アーモンド あわび カシューナッツ かに キウイフルーツ くるみ そば マカダミアナッツ やまいも 落花生(ピーナッツ) 非加熱の卵 非加熱の魚介類(いくら等の魚卵を含む)			
*給食の対応は必要ないが上記以外にアレルギーとなる食物がある場合は原因食物をご記入ください。			
*学校行事での配慮のみを希望されている場合は、原因食物をご記入ください。			

裏面に続く→

年 組 氏名

【木津川市教育委員会】

* 下記該当項目の□にチェックする(お子様の学校生活管理指導表を参照して記入してください)

食物アレルギー病型	☐ 即時型 ☐ 口腔アレルギー症候群 ☐ 食物依存性運動誘発アレルギー			
アレルギー病型	☐ 既往無	☐ 食物によるアレルギー	☐ 食物依存性運動誘発アレルギー	☐ その他
原因食物				

* 新規で申請される場合:太枠部分は、面談時に確認の上、学校が記入します。

* 継続で申請される場合:太枠部分は、前年度を見本に保護者でご記入ください。変更点は、赤で追記してください。

＜学校における配慮・管理・対応＞

薬剤使用時の 留意事項等	処方薬	☐ なし ☐ 内服薬 ☐ エピペン® ☐ 外用薬 ☐ 吸入薬 ☐ その他()
	管理方法	☐ 本人保管 ☐ 学校保管 (保管場所等)
アレルギー症状発症時の対応		☐ 内服薬の服薬 ☐ アドレナリン自己注射 ☐ 経過観察 ☐ 家庭連絡 ☐ その他 ()
学校給食での対応 ☐ なし ☐ あり (右記)		教室での対応 ☐ 原因食物の配膳はしない ☐ 原因食物は運ばない ☐ 牛乳パックは潰さない ☐ その他 () ☐ 詳細な献立表 ----- ☐ 弁当持参 (☐ 完全弁当・ ☐ 一部弁当) ----- ☐ 牛乳停止
食物・食材を扱う授業、 活動		☐ 管理不要 ☐ 管理必要(対応内容は相談の上、決定) ()
体育・部活動等運動を伴う 活動		☐ 管理不要 ☐ 管理必要(対応内容は相談の上、決定) ()
校外学習		☐ 管理不要 ☐ 管理必要(対応内容は相談の上、決定) ()
その他		

＜給食センターの対応＞

☐ なし ☐ あり (右記)	☐ 除去食・代替食(給食センター対応)
	該当に○【 卵 (鶏卵、うずら卵) 乳 小麦 えび 】

★学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、面談や申請等での情報を、学校職員及び必要に応じ、教育委員会、学校給食センター、消防署、医療機関で共有することに同意します。

★食物アレルギー除去食及び代替食の実施にあたり、同一工場内や給食センター内で原因食物を取り扱うことがあるため、微量混入(コンタミネーション)の可能性があることに同意します。

★毎月の「アレルギー詳細献立表」の対応内容を確認すること、また記載内容は教職員及び必要に応じ学校給食センター職員で共有することに同意します。

年 月 日 保護者署名

様式 2-2

学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書（新規・継続）

木津川市立 _____ 学校給食センター所長 宛て

年 月 日記入

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記の児童生徒（園児）の対応を依頼します。

記

新規・継続	学年	組	氏 名	備 考
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				
新規・継続				

●詳細献立表配付希望部数記入欄 ～必要部数をご記入ください～

食物アレルギー対応実施申請書提出者 部

書類のみ配付希望者 部

学校予備 部

月 日現在 合計 部

＜添付書類＞ 様式 2-1 学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（新規・継続）（兼食物アレルギー個別の取組プラン・保護者通知書・アレルギー緊急時個別対応票）」のおもて面の写し（※未提出の場合）

＜連絡事項＞

年 月 日

木津川市立

学校（園）

校（園）長

【2021 年度改訂】 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

【京都府版】

氏名 性別 平成 年 月 日生 立 学校 年 組

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型（アナフィラキシーの症状）（あり・なし） 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		学校生活上の留意点 A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食料を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		☆保護者 電話 ☆連絡医療機関 医療機関名 電話
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） ※重症のアナフィラキシー（ 年） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. その他		緊急連絡先 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名		
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○を、かつ＜＞内に除去根拠を記載 【 】に具体的な食品 除去根拠 食物摂取により軽減した症状 1. 鶏卵 < > < > 【除去根拠】 該当する番号 2. 牛乳・乳製品 < > < > 全てを＜＞内に記載 3. 小麦 < > < > ①明らかな症状の既往 4. ソバ < > < > ②食物摂取後、アレルギー反応性 5. ビーナッツ < > < > ③1ヶ月経過後、アレルギー反応性 6. 木の葉類 【すべて・クルミ・カシュー・アーモンド】 < > < > ④未摂取 7. 甲殻類 【すべて・エビ・カニ】 < > < > 【食物摂取により軽減した症状】 8. 果物類 < > < > 該当するものを（ ）に記載 9. 魚類 < > < > a. 皮膚・粘膜症状 10. 肉類 < > < > b. 消化器症状 11. 大豆 < > < > c. 呼吸器症状 12. 雑穀類 【ゴマ】 < > < > d. 循環器症状 13. 穀類・貝類 < > < > e. 神経症状 14. その他1 < > < > 15. その他2 < > < >		E 原因食物を除去する場合、より厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を摂取した際に、アレルギー反応が出現する場合があります。 鶏卵：卵黄カルシウム 牛乳：乳糖・乳清成分カルシウム 小麦：油脂・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚油 肉類：エキス F その他の配慮・管理事項（自由記述）		☆保護者 電話 ☆連絡医療機関 医療機関名 電話
D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（薬品名） 2. アドレナリン自己注射薬（エピペン®） 3. その他（薬品名）		本診断書の内容については、年度ごとに再評価が必要です。 （次年度提出予定日 年 月）		

○学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することと同意します。

保護者署名

【2021年度改訂】 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

【京都府版】

氏名 平成 年 月 日生 立 学校 年 組

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		緊急連絡先		学年 月 日	
A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型（アナフィラキシーの既往）（あり・なし） 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性過敏性反応（アナフィラキシー）		学校生活における管理・配慮が必要な場合には「管理必要」に○をし、その内容について自由記述欄に記入してください。		★保護者 電話番号 ★連絡先 医師氏名 電話番号		保護者が記入します。 医師が記入します。	
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性過敏性反応（アナフィラキシー） 3. その他		学校生活において除去すべきものについて記入してください。 ただし、学校給食において、すべてを除去対応できるわけではありません。		緊急連絡先 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		記載日 医師名 医師氏名	
C 原因食物・除去措置 該当する食品の番号に○をし、かつくぐぐ内に除去根拠を記載。 1. 該当する食品 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーナッツ 6. 卵の黄身 7. 田舎菜 8. 鶏卵類 9. 魚類 10. 豚肉 11. 大豆 12. 雑穀類 13. 穀類・豆類 14. その他1 15. その他2		除去根拠 除去根拠により経験した症状 1. 除去根拠 2. 除去根拠 3. 除去根拠 4. 除去根拠 5. 除去根拠 6. 除去根拠 7. 除去根拠 8. 除去根拠 9. 除去根拠 10. 除去根拠 11. 除去根拠 12. 除去根拠 13. 除去根拠 14. 除去根拠 15. 除去根拠		除去根拠 該当する番号 全てをくぐぐ内に記載 1. 明らかでない症状の既往 2. 食物アレルギー検査結果陽性 3. 1 g E抗体検査結果陽性 4. 検査結果		除去根拠 該当する番号 全てをくぐぐ内に記載 1. 明らかでない症状の既往 2. 食物アレルギー検査結果陽性 3. 1 g E抗体検査結果陽性 4. 検査結果	
D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（薬品名） 2. アドレナリン自己注射薬（イエピペン®） 3. その他（薬品名）		服用中の薬などを記入してください。		その他の配慮・管理事項（自由記述） 特記事項・配慮すべき事項があれば御記入ください。		本診断書の内容については、年度ごとに再評価が必要です。 （次回提出予定日 年 月）	

○学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本欄に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等と共有することに同意します。

保護者署名

必要に応じて保護者を通じて、学校からより詳細な情報や指導をお問合せさせていただくこともありますので、よろしくお願ひします。

様式 3-3

年 月 日

主治医 様

木津川市立 学校（園）
校（園）長

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載について（依頼）

平素は、本校（園）の学校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて本校（園）では、国の学校給食における食物アレルギー対応指針（以下、「国の指針」という。）により、安全性を最優先に食物アレルギー疾患を有する児童生徒（園児）の学校生活を安全で安心なものとするため努めているところです。

つきましては、主治医の先生の診断に基づき、学校（園）での具体的な取り組みやより適切な健康管理、対応方法を検討するため、別添「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の作成をお願いいたします。

国の指針により実施していきますが、学校給食及び学校生活についての配慮や管理の有無等の情報をご記入いただきますようお願いいたします。

また、必要に応じ保護者を通じて、学校（園）からより詳細な情報や指導をお問い合わせさせていただくこともありますので、何卒よろしくお願いいたします。

※幼稚園の場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を「食物アレルギー児における食品除去のための診断書」と読み替えていただきますようお願いいたします。

※令和4年度診療報酬改定において、保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について、変更が生じていますのでご確認をお願いいたします。

様式 4

食物アレルギー対応面談調書

面談日時	年 月 日 時間(~)	面談者	校(園)長・教頭・養護教諭 栄養教諭・給食主任 担任()
		面談場所	
(ふりがな) 児童生徒 (園児)氏名	年 組 (男・女)	保護者 氏名	
		電話番号	

【面談時の確認事項：確認後□にチェック 下記(1)～(3)は、市の食物アレルギー対応実施基準内容】

- ☐ (1) 医師の診断により食物アレルギーと診断されていること
※保護者の希望に添って除去等食物アレルギーの対応を行うものではありません。
- ☐ (2) 原因食物(アレルゲン)が特定されており、医師からも食事療法を指示されていること
- ☐ (3) 家庭でも原因食物(アレルゲン)の除去を行うなど食事療法を行っていること
※家庭で行っている対応以上の対応は行いません。
- ☐ (4) アレルギー対応食(除去食・代替食)の専用容器についての説明
- ☐ (5) 保護者の責任において、毎月の「アレルギー詳細献立表」等の対応内容を確認すること
- ☐ (6) 情報の共有についての同意を得ること(面談調書最終頁)

1	食物アレルギーを起こす原因食物は何か		
原因食物	除去の程度	摂取時に起こりうる症状	備 考
	☐ 完全除去 ☐ 加熱すれば可 ☐ 少量であれば可 ☐ エキス等成分のみなら可 ☐ その他 ()	☐ 発赤、じんましんなど即時型 皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、おう吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他()	(除去の根拠等) ☐ 明らかな症状 既往 ☐ 食物経口負荷 試験陽性 ☐ IgE抗体などが 陽性
	☐ 完全除去 ☐ 加熱すれば可 ☐ 少量であれば可 ☐ エキス等成分のみなら可 ☐ その他	☐ 発赤、じんましんなど即時型 皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、おう吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他()	(除去の根拠等) ☐ 明らかな症状 既往 ☐ 食物経口負荷 試験陽性 ☐ IgE抗体などが 陽性

原因食物	除去の程度	摂取時に起こりうる症状	備 考
	☐ 完全除去 ☐ 加熱すれば可 ☐ 少量であれば可 ☐ エキス等成分のみなら可 ☐ その他 ()	☐ 発赤、じんましんなど即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、おう吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他 ()	(除去の根拠等) ☐ 明らかな症状 既往 ☐ 食物経口負荷試験陽性 ☐ IgE 抗体などが陽性
	☐ 完全除去 ☐ 加熱すれば可 ☐ 少量であれば可 ☐ エキス等成分のみなら可 ☐ その他 ()	☐ 発赤、じんましんなど即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、おう吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他 ()	(除去の根拠等) ☐ 明らかな症状 既往 ☐ 食物経口負荷試験陽性 ☐ IgE 抗体などが陽性
	☐ 完全除去 ☐ 加熱すれば可 ☐ 少量であれば可 ☐ エキス等成分のみなら可 ☐ その他 ()	☐ 発赤、じんましんなど即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、おう吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他 ()	(除去の根拠等) ☐ 明らかな症状 既往 ☐ 食物経口負荷試験陽性 ☐ IgE 抗体などが陽性
	☐ 完全除去 ☐ 加熱すれば可 ☐ 少量であれば可 ☐ エキス等成分のみなら可 ☐ その他 ()	☐ 発赤、じんましんなど即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、おう吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他 ()	(除去の根拠等) ☐ 明らかな症状 既往 ☐ 食物経口負荷試験陽性 ☐ IgE 抗体などが陽性
	☐ 完全除去 ☐ 加熱すれば可 ☐ 少量であれば可 ☐ エキス等成分のみなら可 ☐ その他 ()	☐ 発赤、じんましんなど即時型皮膚症状 ☐ 湿疹など遅延型皮膚症状 ☐ 咳、喘鳴など呼吸器症状 ☐ 腹痛、おう吐など消化器症状 ☐ ショック症状 ☐ その他 ()	(除去の根拠等) ☐ 明らかな症状 既往 ☐ 食物経口負荷試験陽性 ☐ IgE 抗体などが陽性

2	運動でアレルギー症状を発症したことがあるか	☐ ない ☐ ある（ ☐ 食事との関連あり ☐ 食事との関連なし） （回数： 回） （最後の発症： 年 月 日 原因： ）	
3	アナフィラキシーショックの経験はあるか	☐ ない ☐ ある（回数： 回） （最後の発症： 年 月 日 原因： ）	
4	現在アレルギー疾患の治療のために使用している薬はあるか	☐ ない ☐ ある ☐ 内服薬 ☐ アドレナリン自己注射薬（エピペン®） ☐ 外用薬 ☐ 吸入薬 ☐ その他（ ）	
5	学校に携帯する薬はあるか	☐ ない ☐ ある（薬名： ）	
6	学校保管用の薬等はあるか	☐ ない ☐ ある（保管場所： ）	
7	携帯や保管希望の薬は自身で管理及び使用ができるか	☐ できない → 具体的な管理・使用方法是学校と要相談 ☐ できる → 具体的な管理・使用方法是学校と要確認	
8	学校でアレルギー症状が出た場合の対応方法		
9	自宅でアレルギー症状が出た場合の対処方法		
10	家庭でのアレルギーの対応状況（除去の程度など）		
11	学校に何か配慮や希望はあるか	☐ ない ☐ ある → 具体的な配慮・対応は学校と要相談	
12	主治医より学校生活において受けている注意はあるか	☐ ない ☐ ある（指導内容：運動・調理実習・宿泊等 ）	
13	緊急時の対応	かかりつけ病院 () 電話番号 () 主治医 ()	
14	その他のアレルギー	☐ アトピー性皮膚炎 ☐ アレルギー性鼻炎（花粉症含む） ☐ 気管支喘息 ☐ アレルギー性結膜炎（花粉症含む） ☐ その他（ ）	
15	特記事項		

学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、面談や申請等での情報を、学校職員及び必要に応じ教育委員会、学校給食センター、消防署、医療機関で共有することに同意します。

年 月 日 保護者署名

学校（園）名：

年度 食物アレルギー対応児童生徒等一覧表

年組	児童生徒(園児)氏名	アレルギーあり（該当のものに1をつける）													7月以降以外		センター対応申請	詳細献立配付	欠食対応	一部弁当	完全弁当	牛乳停止	緊急時の対応			
		卵	乳	小麦	えび	かに	落花生	そば	くるみ	① 雑穀類	② 果物・野菜類(アレルギー含む)	③ いか・たこ含む魚介類	④ 肉類	⑤ ごま	⑥ 小麦以外の麦類	⑦ 大豆							⑧ 魚卵	⑨ その他	乳糖不耐症	他の疾病等
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										

様式 6

年 月 日

木津川市教育委員会

教 育 長 宛て（学校教育課）

木津川市立 学校（園）

校（園）長

年度食物アレルギー対応集計報告書の提出について

学校給食を安全に実施するため標記の調査を行いましたので、食物アレルギー児童生徒等の集計とアレルギーによる対応を報告します。

記

年度 食物アレルギー対応児童生徒等一覧集計表

在籍数	アレルギーの有無																	
	無	有	有の内訳															
			卵	乳	小麦	えび	かに	落花生	そば	くるみ	① 種実類	② 果物・野菜類 (卵/カ含む)	③ いか・たこ含む 魚介類	④ 肉類	⑤ ごま	⑥ 小麦以外の 麦類	⑦ 大豆	⑧ 魚卵
1年																		
2年																		
3年																		
4年																		
5年																		
6年																		
特支																		
合計																		

	給食に関わる措置						緊急時の対応					アレルギー以外	
	センター 対応申請	詳細 献立配付	欠食対応	一部弁当	完全弁当	牛乳停止	内服薬	エビベン	外用薬	吸入薬	その他	乳糖不耐症	他の疾病等
1年													
2年													
3年													
4年													
5年													
6年													
特支													
合計													

木津川市立 校（園）長 宛て

年 月 日

保護者氏名 _____

記

(ふりがな) 児童生徒(園児) 氏名	年 組	生年 月日	年 月 日生 (歳)
追加・一部 解除・全解除 の内容			
※一部解除： 対応を一部 だけ解除する 場合。			
※全解除： 全ての項目 解除で、その 児童生徒（園 児）が対応外と なる場合。			

様式 7-2

学校給食における食物アレルギー対応実施依頼書（追加・一部解除・全解除）

木津川市立 _____ 学校給食センター所長 宛て

年 月 日記入

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記の児童生徒（園児）の対応を依頼します。

記

追加・一部解除・全解除	学年	組	氏名	対応 開始月	備考
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	
追加 ・ 一部解除 ・ 全解除				月	

<添付書類> 様式 7-1 学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（追加・一部解除・全解除）の写し

<連絡事項>

年 月 日

木津川市立 _____ 学校（園）
校（園）長

木津川市立学校給食センター

以下通り対応をお願いします。

[illegible]

【換乘場所】

木津川市ホーム → 暮らす → 教育・生涯学習
→ 学校給食センター → 食物アシルギー対応給食

【QRコード】QRコードは、毎月変更します。

[illegible]

裏面（記入例）

木逢川市立学校給食センター

③通常食及び除却食・代替食のどちらにも含まれない場合は、本枠の記入欄へ井当特枠「井」・欠食「欠」のいずれかを必ず記入し、通常食、除却食、代替食の賦立名及び原因となる食品に二重線を引いてください。

[illegible]

☆ 材料の都合で献立を変更することがあります。

☆ アレルゲンの表記は、表示義務8品目、表示義務に準ずるもの20品目のみです。

表示義務品目：卵、乳、小豆、えび、かに、そば、落花生、くるみ

*2 表示義務に準ずるもの20品目
アーモンド、あわび、いか、いくら、オレシジ、ガシエーナッツ、キウイフルーツ、牛肉、こま、

県立についてご不明な点は、第〇学校給食センター(Tel:〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇、Fax:〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)までお問い合わせください。

〇〇年度〇月 月間使用食品配合表

使用日	食品名	原材料名	卵	乳	小麦	えび	その他	注意喚起	備考
〇日 (〇曜日)	炒り豆腐の包み焼き	(ハンバーグ):鶏肉 豆腐 たまねぎ 鶏皮 粒状植物性たん白(大豆) 小麦不使用しょうゆ(大豆) にんじん 砂糖 えだまめ(大豆) みりん ぶどう糖 植物油 漬酒 しょうがペースト 食塩 乾しいたけ 酵母エキス 豚ゼラチン 液状混合調味料 香辛料微量 水(使用添加物):加工デンプン セルロース 凝固剤 安定剤(グアーガム) 使用 ビロリン酸第二鉄使用 (別添ソース):小麦不使用しょうゆ(大豆) みりん 砂糖 液状混合調味料 酵母エキス 水(使用添加物):トレハロース 増粘剤(加工デンプン、キサンタンガム) カラメル色素使用						鶏肉・大豆 ・ゼラチン	

年間・月間使用食品配合表は、食品製造業者から提出された規格表に基づいて作成しています。規格表に記載のある情報及び食品製造業者から得た情報のみ提供することを原則としています。

上記に記載のない食材については、「〇〇年度 年間使用食品配合表」でご確認ください。その他、ご不明な点等ございましたら、お手数ですが給食センターまでお問い合わせください。(第一学校給食センター:〇〇-〇〇〇〇、第二学校給食センター:〇〇-〇〇〇〇)

「〇〇年度 年間使用食品配合表」(例)

食品名	原材料名	卵	乳	小麦	えび	その他	注意喚起	備考
あ 赤みそ	大豆 米 食塩 酒糟(とうもろこし) その他(水)					大豆		
油揚げ	丸大豆 植物油(なたね油) 豆腐用凝固剤					大豆		
い 一味唐辛子	赤唐辛子							
う 薄口しょうゆ	食塩 脱脂加工大豆 小麦 砂糖 大豆 米 アルコール			小麦		大豆		

推奨表示20品目のうち「いか、オレンジ、牛肉、ごま、さけ、さば、ゼラチン、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、もち、りんご」は、その他へ記載します。

(例)

卵	乳	小麦	えび	その他
卵		小麦		大豆・ごま ・りんご・鶏肉

提供日に送付
センター⇄学校

(例)小麦、卵アレルギーの場合

〇〇年度 〇月

給食センター対応食一覧表

<確認する内容>

給食センター：指示通りの検収・調理・配食・コンテナチェックされているか。

配膳室：該当児童生徒の給食はあるか。

学級担任：①該当児童生徒に配食されているか。

②給食内容に間違いがないか(献立表で確認)。

③該当児童生徒の給食後の状態は良好か。

〇年〇組 木津 太郎

給食センター対応アレルギー：卵、小麦

<卵(鶏卵・うずら卵)・乳・小麦・えびのみ>

※ 給食センター対応の4品目以外については、記載いたしません。

日付	献立名	原因アレルギー	除去食・代替食	給食センター		学校園		備考
				調理委託	市栄養士	配膳室	学級担任	
〇日()	小型パン	小麦	代替：ごはん					
	焼きそば	小麦	代替：米麺の焼きそば					
〇日()	黒糖パン	小麦	代替：ごはん					
〇日()	ラビオリのスープ	小麦	代替：肉団子のスープ					
〇日()	白身魚フライ	小麦	代替：白身魚の唐揚げ					
〇日()	コッペパン	小麦	代替：ごはん					
〇日()	親子丼の具	卵	除去：卵除去 鶏丼の具					
〇日()	味付けパン	小麦	代替：ごはん					

上記の予定で給食を用意します。チェック後、当日の回収車で給食センターへご返却ください。

連絡事項：

<学校関係者の方へ>

アレルギー食配達後に欠席となった場合は、欠席であることを必ず明記し、給食センターへご返却ください。(下記参照)
なお、チェック欄へのチェックは不要です。

例

日付	献立名	原因アレルギー	除去食・代替食	給食センター		学校園		備考
				調理委託	市栄養士	配膳室	学級担任	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	○	○			休

〇〇年度〇月 月別アレルギー食対応者一覧表

△△△/学校(園)

日付					〇月〇日(金)
献立名					小型パン
対応内容					代替:ごはん
園児名 児童名 生徒名	第一センター パン献立 :A(木)、B(金) 第二センター パン献立 :A(木)				〇年〇組〇〇〇〇〇 〇年〇組〇〇〇〇〇 〇年〇組〇〇〇〇〇
献立名					焼きそば
対応内容					代替:米麺の焼きそば
園児名 児童名 生徒名					〇年〇組〇〇〇〇〇
献立名					ひじきのサラダ
対応内容					
園児名 児童名 生徒名					

日付	〇月〇日(月)	〇月〇日(火)	〇月〇日(水)	〇月〇日(木)	〇月〇日(金)
献立名		ごはん	ごはん	ねぶかめし	黒糖パン
対応内容					代替:ごはん
園児名 児童名 生徒名					〇年〇組〇〇〇〇〇 〇年〇組〇〇〇〇〇 〇年〇組〇〇〇〇〇
献立名		木の葉丼の具	フライドチキン	さわらの幽庵焼き	カレー風味のポトフ
対応内容		除去:卵除去 木の葉丼の具			
園児名 児童名 生徒名		〇年〇組〇〇〇〇〇			
献立名		ゆかり和え	トマトスープ	肉団子と秋野菜のみそ汁	カミカミ海藻サラダ
対応内容					
園児名 児童名 生徒名					

様式9

木津川市立 _____ 学校（園）長 宛て

年 月 日

保護者氏名 _____

緊急時に備えた処方薬の学校保管書

下記のとおり、処方薬の学校保管をお願いします。

記

(ふりがな) 児童生徒(園児)氏名	年 組 (男・女)	
処 方 薬 名	(1)	(2)
医師の指示書* (あれば添付)	有 ・ 無	有 ・ 無
使用期限	年 月	年 月
保管に関する留意事項 (あれば記載)		
本人自身の使用	可 ・ 不可	可 ・ 不可
管理指導表の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
特 記		

*医師の指示書には、服用のタイミング、使用する際の注意点、副作用の安全性に関する注意点、保管に関する注意点等が書かれたもの

処 方 薬 名	(3)	(4)
医師の指示書* (あれば添付)	有 ・ 無	有 ・ 無
使 用 期 限	年 月	年 月
保管に関する留意事項 (あれば記載)		
本人自身の使用	可 ・ 不可	可 ・ 不可
管理指導表の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
特 記		

年 月 日 時 分現在

学校給食における食物アレルギー事故発生速報

						学校（園）名			
						校長（園）名			
作成者 職・氏名						連絡先 電話番号			
児童生徒			なまえ 名前			学年・組			
疾患名			☐ 食物アレルギー ☐ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー ☐ 不明 その他（ ）						
発生状況	発生日時		年 月 日（ ） ☐ 午前 ☐ 午後 時 分ごろ				☐ 学校管理下 ☐ 学校管理外		
	発生場所								
	原因		☐ 誤食 内容（ ） ☐ 不明 ☐ その他 （ ）						
	状態		（皮膚） ☐ 皮膚症状（ ） （消化器） ☐ 激しい腹痛 ☐ 嘔吐または下痢（複数回） （呼吸器） ☐ 咳（頻回） ☐ 喉や胸が締め付けられ、 ☐ 声かれ ☐ 息苦しい ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ ゼーゼーする呼吸 （全身） ☐ ぐったり ☐ 唇や爪が青白い ☐ 意識障害 ☐ 尿や便を漏らす ☐ 脈が触れにくい （その他）（ ）						
発生時の対応	救急車要請		時 分ごろ		搬送先医療機関		☐ 救急搬送なし		
	薬の使用		☐ エピペン®使用 ☐ 本人が注射 ☐ 本人以外が注射 注射した人（ ） ☐ 薬を内服 薬の名前（ ） 時 分 ☐ 薬を吸入 薬の名前（ ） 時 分						
	対応		☐ 口の中の物を取り除く ☐ うがいをする ☐ 手を洗う ☐ 眼や顔を洗う ☐ その場で安静にさせる。 ☐ 保健室へ搬送						
	保護者へ連絡		☐ 済 ☐ 未 理由						
	主治医へ連絡		☐ 済 ☐ 未 理由						
その他 参考事項									

様式 6

年 月 日

教育委員会教育長 様

学校給食における食物アレルギー事故報告書

		学校（園）名			
		校長（園）名			
学校名				連絡先 電話番号	
児童生徒		なまえ 名前			学年・組（年齢）
		アレルギーとして指示されている物質		※学校生活管理指導表に記載されているとおり、記載すること。	
		学校生活管理指導表の提出		☐ 有 ☐ 無	
発生状況	発生日時	年 月 日 () ☐ 午前 ☐ 午後 時 分ごろ			☐ 学校管理下 ☐ 学校管理外
	発生場所				
	※時系列で 作成 事故の内容	献立名			
		【発生時の状況及び対応】 〇時〇分・・・			
		【発生時の処置：本人の様子も含めて】 直後 〇時〇分・・・ その後 〇時〇分・・・			
	エピペン®	処方	☐ 有 ☐ 無	使用	☐ 本人 ☐ 教職員 ☐ 保護者 ☐ 救急隊 ☐ 無し
発生後の対応	☐ 保護者連絡 (☐ 発症後すぐ ☐ 観察後 緊急搬送 (☐ 放課後 ☐ していない) 本人への対応 ☐ 保健室にて安静・休養 ☐ 健康観察のみ (授業参加) 病院受診の有無 ☐ 有 ☐ 無				
参考	日常の対応等				
発生時の対応	原因				
	疾病名・完治期間				
	改善点及び 防止に向けた取組				

※事故の内容を十分検証し、実践可能な具体的方策を明記すること。

様式10

食物アレルギーに関するヒヤリハット事例報告書

年 月 日

木津川市教育委員会 宛て

木津川市立 学校(園)
校(園)長

報 告 者	職名 氏名		
発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
発生場所			
発 信 者	職名 氏名		
(ふりがな) 児童生徒(園児)氏名	年 組 (男・女)	生年 月 日	年 月 日生 (歳)
献立名及び アレルギー			
原因及び 事例の概要			
児童生徒 (園児)の状況			
発生後の対応 (改善策含む)			
備 考			

様式 1 1

緊急対応時経過記録表（症状チェックシート）

学校(園)名 _____ 年 組 _____ 氏名 _____
 □観察開始(時 分) □薬等の服用(時 分) □エピペン®使用(時 分)

重症度	高	中	低	時 間
全身の 症状	☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便を漏らす ☐ 脈が触れにくい、又は不規則 ☐ 唇や爪が青白い			時 分 時 分 時 分 時 分 時 分
呼吸器 の症状	☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ ゼーゼーする呼吸	☐ 数回の軽い咳		時 分 時 分 時 分 時 分 時 分
消化器 の症状	☐ 持続する強い (我慢できない) お腹の痛み ☐ 繰り返し吐き続ける	☐ 中程度のお腹の痛み ☐ 1～2回の嘔吐 ☐ 1～2回の下痢	☐ 軽いお腹の痛み (我慢できる) ☐ 吐き気	時 分 時 分 時 分
目・口・ 鼻・顔面 の症状	上記の症状が1つでも 当てはまる場合	☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ	☐ 目のかゆみ、充血 ☐ 口の中での違和感、 唇の腫れ ☐ くしゃみ、鼻水、 鼻づまり	時 分 時 分 時 分 時 分 時 分
皮膚の 症状		☐ 強いかゆみ ☐ 全身に広がるじんま疹 ☐ 全身が真っ赤	☐ 軽度のかゆみ ☐ 数個のじんま疹 ☐ 部分的な赤み	時 分 時 分 時 分

1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

①ただちにエピペン®を使用 ②救急車を要請(119番) ③その場で安静を保つ(立たせたり、 歩かせたりしない) ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる ただちに救急車で医療機関へ搬送	①内服薬を飲ませ、エピペン® を準備する ②速やかに医療機関を受診 (救急車の要請も考慮) ③医療機関に到着するまで、 5分毎に症状の変化を観察 し、上記の症状が1つでも 当てはまる場合、エピペン® を使用 速やかに医療機関を受診	①内服薬を飲ませる ②少なくとも1時間は 5分毎に症状の変化を 観察し、症状の改善が 見られない場合は医療 機関を受診 安静にして、注意深く 経過観察
---	--	--

 その他特記
 *バイタル
 サイン等

□脈拍

____回/分

 ・触れる
 ・触れない

□呼吸の状態

____回/分

 ・荒い
 ・ふつう

□体温

____℃

記載者名 _____

※「一般向けエピペン®の適応」の中で、アドレナリン自己注射薬が処方されている児童生徒でアナフィラキシーショックを疑う場合、上記の症状が1つでもあれば使用すべきであるというのが、日本小児アレルギー学会によって、決定されました。

災害時緊急カード 例①

氏 名	
たべられません	
鶏卵	(加工食品含む)
牛乳	(そのもののみ)
① 緊急時はエピペン®を打ち、救急車で病院に搬送 ② 緊急連絡先 : 000-0000-0000 ③ 主治医: 000-0000 -0000 ④ ○○小学校 電話 : 代表携帯 :	

取扱注意！  災害時緊急カード アレルギ－SOSカード 木津川市教育委員会 わたしが倒れている、 救助が必要である場合には、 すぐに救急車を呼んでください。 (119) この情報を消防署員や警察署員、木津川 市職員等が活用することに同意します。	わたしのこと ふりがな 名前 生年月日 年 月 日 性別 男 ・ 女 血液型 (Rh) わたしは、アレルギ－を もっています。	家族の連絡先 住所 千 保護者氏名 電話 保護者氏名 電話	アレルギ－のこと わたしは、 のアレルギ－です 症状 喘息 / じんましん / 嘔吐 下痢 / 呼吸困難
アレルギ－のこと わたしは、 食物アレルギ－ / 喘息 / アトピー性皮膚炎 その他 わたしは、アナフィラキシー ショックをおこしたことが あります / ありません	おくすり・エピペンなど のみぐすり エピペン あり / なし エピペン薬液量 0.15mg or 0.3mg 保管場所	かかりつけの病院 病院名 病院の電話番号 担当医 メモ	災害時緊急カード アレルギ－SOSカードとは 急病、緊急時、災害時(大震災、津波、 洪水、土砂災害など)に必要な情報を まとめたカードです。 ちいさく折りたたみ、中身の見える 袋に入れて、普段から持ち歩いてくだ さい。 災害時伝言ダイヤルの使い方 【録音する】 「171」→「1」→案内に従う 【伝言を聞く】 「171」→「1」→案内に従う ひとつの伝言につき30秒以内です。

印刷・折り方

- カラー印刷
- A4用紙
- 両面印刷

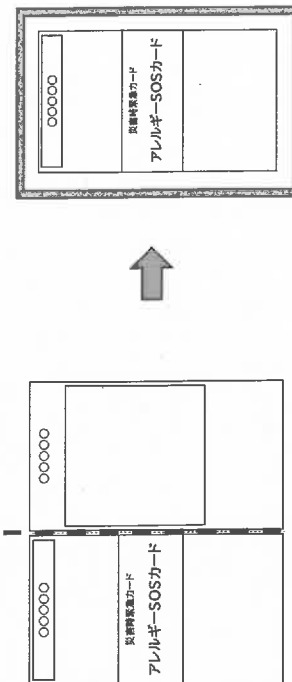
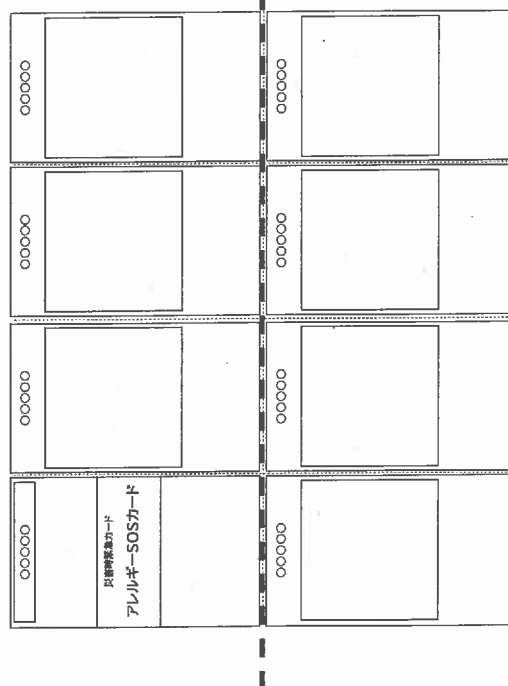
上下左右の余白部分は、ハサミ等で切って、カード1枚の大きさに折りたたみ持ち歩いてください。

※設定やプリンタの種類により印刷の位置がずれることがあります。

①よこ半分に山折りしてください。

②点線にそって、たて半分に山折りしてください。

③余白部分を切り取り、たて半分に山折りし、中身の見える袋に入れて大切に保管してください。



【参考文献】

- 学校給食における食物アレルギー対応指針 文部科学省
- 学校等における食物アレルギー対応の手引き 京都府教育委員会
- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン (公財) 日本学校保健会
- ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック2014 独立行政法人環境再生保全機構
- 学校給食における食物アレルギー対応の手引き (改訂版) 大和郡山市教育委員会
- 学校給食における食物アレルギー対応指針 奈良市教育委員会
- 食物アレルギー対応の手引き 福知山市教育委員会
- 学校における食物アレルギー対応の手引き 那覇市教育委員会
- 食物アレルギー対応マニュアル 宇治田原町教育委員会
- 南丹市食物アレルギー対応マニュアル 南丹市教育委員会
- 津市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル 津市教育委員会
- 宮津市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 宮津市教育委員会
- さやまの学校給食食物アレルギー対応 大阪狭山市教育委員会
- 学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン 岸和田市教育委員会
- 姫路市立学校園での食物アレルギー対応について 姫路市教育委員会
- 学校給食における食物アレルギー対応の手引き 本庄上里学校給食組合教育委員会
- 学校における食物アレルギー対応マニュアル 富山市教育委員会
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル 東京都
- 「食物アレルギーひやりはっと事例集 2018」 藤田保健衛生大学 小児科 免疫アレルギーリウマチ研究会
- 林先生に聞く学校給食のための食物アレルギー対応 林 典子
- 食物アレルギーの栄養指導 医歯薬出版株式会社
- 学校給食 全国学校給食協会
- 加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック 消費者庁

【改訂記録】

- 令和2年 2月制定
- 令和3年 3月改訂(押印廃止に伴う様式改訂)
- 令和3年10月改訂(学校生活管理指導表の様式改訂)
- 令和4年 8月改訂(学校生活管理指導表の保険適用に伴う改訂)
- 令和5年10月改訂(令和6年4月実施)
(特定原材料にくるみを追加、給食不使用食材追加に伴う改訂)
- 令和6年9月改訂(令和7年4月実施)
(特定原材料に準ずるものにマカダミアナッツ追加、まつたけ削除に伴う給食不使用食材変更による改訂)
- 令和6年12月改訂(令和7年4月実施)
(「年間・月間使用食品配合表」の配合率、コンタミネーション削除に伴う改訂)

【改訂記録】

令和7年 9月改訂（令和8年 4月実施）

（様式1 2追加、様式2－1と様式6の一体化に伴う本編・様式改訂）